

# 〔翻訳〕 「改正ブリュッセルIIa規則（2019年6月25日）」

その他のタイトル	[Translation] Neufassung der Brüssel IIa-V0 vom 25.Juni 2019 (Übersetzung)
著者	春日 偉知郎
雑誌名	關西大學法學論集
巻	70
号	4
ページ	966-1030
発行年	2020-11-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00022425">http://hdl.handle.net/10112/00022425</a>

[翻 訳]

## 「改正ブリュッセル II a 規則 (2019年 6 月25日)」

春日 偉 知 郎(訳)

婚姻事件及び親責任事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行について、並びに国際的な子の奪取についての2019年 6 月25日の理事会規則 (EU) 2019/1111 (新規則)

欧州連合理事会は、欧州連合運営条約、特にその第81条第3項に基づいて、及び欧州委員会の提案に基づいて、立法草案を国内議会に送付した後、欧州議会の意見表明及び欧州経済社会委員会の意見表明に従い、特別立法手続によって、以下に掲げる諸理由を考慮して、次の規則を採択した。

1 委員会は、2014年 4 月15日に理事会規則 ((EG) Nr. 2201/2003) (ブリュッセル II a 規則——訳者) の適用に関する報告書を受理した。そこでは、同規則は、確かによく機能している制度であり、市民にとって明らかに有益なものであるけれども、現行の諸規定はなおも改善の余地がある、とされていた。一連の改正は、同規則に則してなされなければならない、同規則を明確化するためには、新たに起草されるべきである。

2 同規則によって、離婚、別居及び婚姻の無効・取消し並びに国境を跨がる親責任事件について、統一的な裁判管轄が定められる。同規則が、裁判並びに公の証書及び確定的合意 (certain agreement, bestimmte Vereinbarung) の他の構成国における承認及び執行に関する諸規定を制定することによって、これらの欧州連合内における流通を容易にすることとなる。また、同規則は、子が関係する手続において自分自身の意見を表明する機会を持つ権利を明確にし、構成国間の関係において国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年10月25日のハーグ条約 (以下「1980年ハーグ条約」と記す) を補完する諸規定を含むこととなる。そのため、同規則は、法的安定性を強化し、柔軟性を高め、裁判手続へのアクセスを改善し、かつ、実効的な手続を保障することに寄与すべきものである。

3 法領域としての欧州連合の摩擦のない整序された機能性は、様々な法の体系と伝

統とを尊重するものであって、欧州連合にとって重要な意義をもっている。こうした観点から、それぞれの法システムへの相互信頼は一層強化されるべきである。欧州連合は、自由、安全及び法の領域を創設し、維持し、発展させることを目標とし、そこにおいて自由な人的交流及び司法へのアクセスを保障している。こうした目標を実現するために、司法当局と行政当局との間の協力と、国境を跨がる家庭関係事件における裁判の執行とを容易にするためには、人の権利、とりわけ子の権利が、法的手続において強化されるべきである。民事事件における裁判の相互承認は強化され、司法へのアクセスは簡素化され、構成国の関係当局間の情報交換は、改善されるべきである。

4 そのため、欧州連合は、国境を跨がる民事事件における司法協力の領域において諸々の措置を、特にそれが域内市場の円滑な機能のために必要である場合に講ずることとしている。この「民事事件」という概念は、EU 裁判所の固定した判例に則して、自律的に解釈されるべきである。また、それは自律的な概念とみなされ、その解釈においては、第一に本規則の目標及び体系が、また第二には国内法秩序の総体から明らかになる一般法原則が考慮されなければならない。したがって、「民事事件」という概念は、構成国の法秩序において公法に基礎をおくであろう措置をも含むことができるように解釈されるべきである。また、この概念は、本規則の意味する「親責任」事件においては、その目標に即して、とりわけ、あらゆる申立て、措置又は裁判を含むものとすべきである。

5 本規則が包摂している「民事事件」は、民事裁判手続及びそこから生ずる裁判並びに婚姻事件及び親責任事件における公の証書及び裁判外の確定的合意を含むものである。さらに、「民事事件」の概念は、1980年ハーグ条約による子の返還に関する申立て、措置又は裁判、並びに公の証書及び裁判外の確定的合意を含むものであるが、親責任の本案手続については、本規則に密接に関連し、本規則の特定の規定に含まれてはいるものの、EU 裁判所の判例に即応し、かつ、1980年ハーグ条約第19条に従って、ここには含まないものとすべきである。

6 婚姻事件及び親責任事件における裁判、並びに、公の証書及び確定的合意について、これらの流通を容易にするためには、裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する規定が、欧州連合の平面において拘束力を有し、直接的に適用可能な一つの法制度によって規律されることが必要かつ適切である。

7 すべての子を平等に取り扱うことを確実にするために、本規則は、子の保護のための措置をも含めて、親責任に関するすべての裁判について適用されるべきであって、

婚姻事件の手續や他の手續との結びつきがあるか否かを問わない。

8 もっとも、親責任に関する規定は婚姻事件においてしばしば適用されることになるため、婚姻事件と親責任事件とは単一の立法において規律されることが望ましい。

9 離婚、別居又は婚姻の無効・取消しに関する裁判に関連して、本規則は、婚姻 (matrimonial tie, Ehe) の解消についてのみ適用されるべきである。本規則は、離婚原因、夫婦財産権又はその他の付随的なものについては適用されない。夫婦関係の解消を拒絶する裁判は、本規則の承認に関する諸規定には含まれない。

10 子の財産に関しては、本規則は、子の保護のための措置についてのみ適用されるべきであり、子の財産を管理し、子を代理し、援助することを委ねられた者又は当局の指定とそれらの役割に限られ、かつ、子の財産の管理及び維持又はその処分に関する措置に限って適用されるべきである。これとの関連において、本規則は、例えば、手續の対象が子の財産を管理する者又は当局を指定する事件について適用されるべきである。子の財産に関する措置ではあるが、子の保護に関係しないものについては、欧州議会及び理事会の (EU) Nr. 1215/2012規則 (ブリュッセル I a 規則——訳者) の下に置かれる。ただし、そうした事案において、先決問題について、本規則の管轄に関する諸規定を適用することは可能である。

11 あらゆる種類の子の養育措置、したがって、国内の法規及び手續に従って行われる一人若しくは複数人の私人の下での子の養育、例えば孤児院又は養護施設といった施設における子の養育、また、他の構成国においては、それが明示的に除外されていない場合には、例えば、養子縁組による養育、片親での養育、又はその他の近親者による養育であって、受入国の宣言に従ったものも、本規則の適用範囲に含まれるべきである。それゆえ、「養育上の保護措置 (educational placement, Unterbringung aus erzieherischen Gründen)」であって、裁判所が命ずるもの、又は、権限ある当局が、両親の若しくは子の同意又はこれらの者の申立てに基づいて、子の問題行動に即して決定した措置も含まれる。他方、子の行為に基づいて命じられる措置又は刑事処分としての措置であって、成年がそうした行為をしたときには国内刑法によって可罰行為とされうるものに基づく措置については、子が有罪となるか否かに関わらず、除外される。

12 本規則は、両親と子との関係の確定についても適用されない。蓋し、それは親責任の帰属とは別の問題であるからである。また、それ以外の、人の身分に関する問題についても適用されない。

13 扶養義務は、本規則の適用範囲から除かれる。蓋し、こうした義務は、すでに欧

州連合理事会規則（EU）Nr. 4/2009（扶養事件における裁判管轄、適用法、裁判の承認及び執行並びに協力に関する2008年12月18日の欧州連合理事会規則——訳者）によって規律されているからである。申立人の相手方又は権利者がその常居所を有する地を管轄する裁判所と並んで、本規則により婚姻事件について管轄権を有する裁判所は、上記の EU 規則の第3条 c)号を適用して、一般的に、婚姻中の又は離婚後の扶養事件における裁判について付随事件として管轄権を有するべきである。また、本規則により親責任事件について管轄権を有する裁判所は、上記の EU 規則第3条 c)号を適用して、一般的に、子の扶養事件における裁判について付随事件として管轄権を有する。

14 EU 裁判所の判例によれば、「裁判所」という概念は、行政庁又は公証人といったその他の当局であって、一定の婚姻事件又は親責任事件において管轄権を認められているものも含む広い意味に解される。国内法及び国内手続に従って本案審理をした後に裁判所によって認められた合意であれば、「裁判」として承認又は執行がなされるべきである。その他の合意であって、本規則の目的のために構成国によって欧州委員会に通知された当局又はその他の部署の正規の任務に即したものであるため、原構成国において法的拘束力を有する合意については、公の証書及び合意に関する本規則の特別な定めに従って、他の構成国において効力を付与されるべきである。本規則は、純粹に私的な合意の自由な流通を許容するものではない。他方、裁判でも公の証書でもない合意であって、権限を有する当局によって登録されたものについては、流通を許されるべきである。そうした権限を有する当局には、合意を登録する公証人——自由専門職ではあるが——も含まれる。

15 「公の証書」と関連して、本規則における「権能（empowerment, Ermächtigung）」という概念は、欧州連合の他の法制度において一般的に用いられている「公の証書」の概念の定義と合致するよう、本規則の目的を考慮して自律的に解釈されるべきである。

16 1980年ハーグ条約による子の返還手続が親責任の本案手続でない場合であっても、1980年ハーグ条約により子を他の構成国に返還することを命ずる裁判は、返還後にさらに連去りがあったため他の構成国において執行を行われなければならないものであるときには、本規則の第4章に従って、承認及び執行がなされるべきである。これによって、事後のさらなる連去りを理由として子の返還に関して1980年ハーグ条約による新たな手続を開始することが妨げられるわけではない。また、本規則は、子の違法な移動又は留置の別な側面についても適用され、例えば、常居所のある構成国の裁判所の裁判管轄に関する規定や、そうした裁判所によって言い渡された命令の承認及び執行に関する規定

がそうである。

17 本規則は、親の責任及び子の保護の措置の領域における管轄権、適用法、承認、執行及び協力に関する1996年ハーグ条約（以下「1996年ハーグ条約」と呼ぶ）と同様に、18歳に達するまでのすべての子に適用され、また、その子が、この者に規準となる身分法に基づいてあらかじめ行為能力者であるとされる場合、例えば、婚姻の締結によって成年とされる場合にも適用されるべきである。これによって、2000年1月13日の成年の国際的な保護に関するハーグ条約——18歳以上の者に適用——との重量と双方の法制度間の不備とが回避されることになる。1980年ハーグ条約と、構成国間の関係において同条約の適用を補充している本規則第3章とは、16歳に達するまでの子について引き続き適用されるべきである。

18 本規則の目的のために、以下のことを前提にすべきである。すなわち、子が常居所を有する構成国の法の下で、裁判に基づいて、又は法律の適用により若しくは法的拘束力をもつ合意により、ある者の同意なくして親責任者が、子の滞在地を定めることができない場合には、そのある者（同意者）が監護養育権（rights of custody, Sorgrecht）を有する者であるとみなされるべきである。また、このことは、国内法において用いられている文言（概念）にかかわらない。なお、「監護養育権」及び「面会交流（access, Umgang）」という文言を用いているいくつかの法体系においては、監護養育権を有しない一方の親に対して、単なる面会交流を超えて、子についてかなりの決定責任を与えているものもある。

19 親責任事件における管轄規定は、子の福祉に沿って創られており、これに合致するよう適用されるべきである。子の福祉に言及する場合には、欧州連合基本権憲章（以下「憲章」とよぶ）及び1989年11月20日の子の権利に関する国連条約（以下「UN 子供の権利条約」とよぶ）の第24条に照らして——それが国内法及び国内手続において適用されると同様に——解釈されるべきである。

20 子の福祉を擁護するために、まず、裁判管轄については場所的な近接性という指標に即して定めるべきである。したがって、裁判管轄は、本規則において定められる一定の場合を除き、例えば、子の常居所が変更し又は親責任の主体が異なる合意をしているような場合を除き、子の常居所の構成国に連結されるべきである。

21 親責任事件の手続がまだ係属しておらず、子の常居所が適法な引越し場所に変更する場合は、裁判管轄は、子に従うこととなり、場所的な近接性を維持することになる。手続がすでに係属しているときは、司法の法的安定性と効率性のために、裁判管轄は、

そうした手続において確定力のある裁判が言い渡され又は手続が別途終結するまでは、そのまま維持される。しかしながら、一定の状況の下では、手続の係属した裁判所は、子が適法な引越しによって生活している構成国に裁判管轄を移送する権限を有するべきである。

22 子の違法な連去りや留置があった場合、本規則による裁判籍の合意を除き、他の構成国に新たな常居所が定まり、いくつかの特別な条件が満たされるまでは、子の常居所の構成国の裁判所がその管轄権を維持すべきである。裁判管轄を集中している構成国においては、1980年ハーグ条約による子の返還の申立てが係属している裁判所は、そうした返還手続の過程において子の返還に関して当事者間で合意に達したならば、本規則により親責任事件において当事者が合意し又は認めている管轄権を行使することもできるようにすべきである。子の返還に関する当事者間の合意は、子を返還する旨の合意も、子を返還しない旨の合意も含むものとする。子を返還しない旨の合意があったときは、子は、新たな常居所の構成国に留まるべきであり、将来の監護養育権をめぐる手続の管轄権は、子の新たな常居所に基づいて定められるべきである。

23 親責任事件における裁判管轄は、本規則の特定の条件の下で、離婚、別居又は両親の間の婚姻の無効・取消しに関する手続が係属している構成国においても、はた又、子が実質的な結び付きを有している他の構成国であって、あらかじめ又は遅くとも裁判所への提訴時点において両親の意見が一致している若しくは両親が手続の過程で明示的に認めている他の構成国においても、たとえ子がそこに常居所を有していないとしても、そうした裁判管轄を維持することが子の福祉にかなう限りは、これを認めることができる、とすべきである。EU 裁判所の判例によれば、親ではない者が、国内法によって親が開始した手続の当事者である場合には、この者が本規則の意味における手続当事者とみなされるべきであり、それゆえ、この者が、裁判所に提訴があった後に子の親によって選択された裁判籍に対して故障の申立てをしたときは、管轄について手続のすべての当事者による承認はできなくなる、とすべきである。裁判所は、裁判籍の合意又は承認に基づく管轄権の行使に先立って、こうした合意又は承認が、関係者の自由でかつ事実を知った上での判断に基づくものなのか否か、そして、一方の当事者が他方の当事者の強制状態や弱みにつけ込んだものではないことを審査すべきである。手続の過程における裁判管轄の承認は、国内の法規及び手続に従い、裁判所によって記録に留められるべきである。

24 合意された又は承認された裁判管轄は——当事者間で別な合意がなされなかった



限り——、親責任事件における裁判に対して通常の不服申立てができなくなったとき、又は手続が別な理由に基づいて停止されたときは、消滅し、以後の新たな手続との関連においては、場所的な近接性の要件が顧慮されることになる。

25 子の常居所が確定されず、かつ、裁判籍の合意に基づいて裁判管轄が決まらないときは、子が居る構成国の裁判所が管轄権を有するべきである。子の現在地に基づくこうしたルールは、難民としての子や、常居所地の構成国における迫害による難民としての子についても適用されるべきである。しかしながら、1996年ハーグ条約第52条第2項と関連する本規則の見地からすると、こうした管轄ルールは、子が追放される以前に構成国内に常居所を有していた子についてのみ適用されるべきである。追放前の子の常居所が第三国に有った場合には、1996年ハーグ条約の管轄ルールが、難民となった子及び自国を追放された子に適用されるべきである。

26 特段の事情がある場合には、子の常居所の構成国の裁判所が事案の処理のために最適裁判所ではない、という場合もありうる。一定の場合には例外的にかつ特定の条件の下で、管轄裁判所は、自らの管轄権を別の構成国の裁判所に移転することが、子の福祉にとってより良いと考えられる場合には、義務ではないが、そうすることができるべきである。EU 裁判所の判例によれば、親責任事件において管轄のある構成国の裁判所から別の構成国の裁判所に移転することは、子が別の構成国に「特別の関連性」を有する場合に限られるべきである。管轄裁判所は、手続を停止した上で、管轄の移転を嘱託すべきである旨の裁判が確定した場合においてのみ、他の構成国の裁判所に宛てて嘱託を行うべきである。

27 特段の事情がある場合に、かつ、個別の事案に応じて子の福祉を考慮して、構成国の裁判所であって、本規則により管轄権を有しないけれども、本規則の意味において子に対する特別の関連性が認められる裁判所は、子の常居所の構成国の管轄裁判所から管轄を移転することを要請することができる。ただし、こうしたことは、子の違法な連去り又は留置の場合には認められない。移転の要請があった場合の管轄裁判所は、要請を受けた構成国の国内法に従って探知されるべきである。

28 管轄の移転を求め又は管轄の維持を求めている裁判所が、管轄の移転に努めるか否かにかかわらず、こうした移転は、それが行われる個別の事案についてのみ適用されるべきである。管轄の移転の要請があり、移転のあった手続が終結したときは、移転は将来の手続に対して何らの効果も生じない。

29 本規則に基づいて、ある構成国の裁判所が管轄権を有しない限り、各構成国の管



管轄権は、その構成国においてその国の法に従って定まる。「この構成国の法」という文言は、その構成国において適用されている国際条約を含むべきである。

30 本規則は、本案事件の裁判について管轄権を有しない構成国の裁判所が、緊急の場合に、この構成国に滞在している子の身体又は財産について保護措置を含む仮処分を命ずることを禁ずるものではない。こうした措置は、本規則により、他のいかなる構成国においても承認及び執行されるべきではないが、1980年ハーグ条約第13条第1項b)号に掲げる重大な危険から子を保護する措置については除外される。そうした危険から子を保護するための措置は、子の常居所の構成国の裁判所が適切と考える措置が命じられるまで効力を有する。子の福祉を保護するために必要な限り、裁判所は、直接に若しくは中央当局を経由して、本規則に従い本案の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所に対して当該保護措置について情報提供をすべきである。ただし、こうした情報の不提供を、保護措置を承認しないことの理由にすべきではない。

31 保護措置を含む仮処分に限って管轄権を有する裁判所は、本案に関する申立てを受けたが、他の構成国の裁判所が本規則に基づいて本案について管轄権を有するときは、職権のみずからに管轄権のないことを宣言すべきである。

32 本規則により管轄権がないとされる構成国で、その裁判所における手続の結果が、本規則の適用範囲にある付随問題の決定に依拠する場合には、そうした構成国の裁判所は、管轄権がないとする本規則によって、こうした付随問題について決定することを妨げられない。例えば、子が関係する相続事件において、子を代理する訴訟上の後見人が選任されるべき場合に、相続事件の管轄権を有する構成国は、本規則による親責任事件について管轄権を有するか否かにかかわらず、係属している相続事件のために後見人を選任することを認められるべきである。

33 構成国の裁判所で相続事件において子の名前で行われた又は行われるべき法律行為の有効性について裁判所の同意又は許可が必要な場合に、その構成国の裁判所は、そうした法律行為に裁判所が同意又は許可したか否かについて、本規則により管轄権を有しない場合であっても、裁判することができるべきである。「法律行為」という概念は、例えば、相続の承認若しくは拒絶、又は財産の分割若しくは分配に関する当事者間の合意を含むべきである。

34 外交特権の範囲において国際法が適用されることを、本規則によって妨げるべきではない。国際法上の外交特権があることによって、本規則による管轄権を行使することができない場合、その管轄権は、関係する当事者が特権を享受していない構成国にお

いてその国の法規に従って行使されるべきである。

35 訴えの提起がいつあったとみなされるかという点については、本規則が、その目的に即して定める。手続開始書面を、まず申立人の相手方に送達しなければならないのか、それともまず裁判所に提出しなければならないのかという点をめぐって、構成国内で二つの異なるシステムが存在するため、申立人は、結果において国内法により課せられている措置を行うことを怠っていない限り、第一段階はそれで足り、次の第二段階に進むことができる。メディエーション、その他の代替的紛争処理がますます意義を増していることを考慮すると、EU 裁判所の判例に依拠して、裁判所は、当事者の申立てに基づいて手続が開始された場合において、手続開始書面又はこれに相当する書面が裁判所に提出された時点においても、協調的解決を探るために、申立てに基づく手続は停止されたものとみなすべきである。もっとも、その当事者が相手方に書面の送達を有効にするための措置を怠っていないけれども、手続開始書面が相手方にまだ送達されておらず、かつ、相手方に何らかの方法で手続が知らされていない場合に限ることとする。EU 裁判所の判例によれば、強制的な調停手続が国内の調停所で開始された日に訴訟係属が発生し、裁判所に提訴があった時点であるとみなされる。

36 本規則に基づいて開始された手続における送達については、EU 規則 (EG) Nr. 1393/2007 (民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書面の送達に関する2008年欧州議会及び欧州連合理事会の規則——訳者) が適用される。

37 構成国の裁判所は、自らに対して訴えが提起されたが、本規則により自らが本案について管轄権を有せず、他の構成国の裁判所が本案について管轄権を有する事件においては、職権で自らに管轄権がないことを宣言する。ただし、本規則の意味において子に対して特別な関連性のある構成国の裁判所は、義務的ではないが、本規則によって管轄権の移転を求めるべきである。

38 協調的な司法のために、異なる構成国において相互に抵触する裁判を生じないようにするために、並行的な手続は可能な限り避けなければならない。訴訟係属及び関連する手続上の問題、並びに、別々の国において手続の係属時点が相違することを解決するために、明確で効果的な規律がなされるべきである。本規則のために、訴訟係属の時点は自律的に確定されるべきである。ただし、専属的な裁判籍の合意の効果を高めるために、訴訟係属に関する本規則の諸規定は、両親が構成国の裁判所に専属的な管轄権を付与することと抵触しないようにすべきである。

39 本規則による親責任事件に関する手続、並びに、1980年ハーグ条約による子の返

還手続においては、EU 裁判所の判例に則して、原則として、こうした手続に関与して、自らの意見を形成する能力のある子に対して、意見表明のための真に有効な機会が与えられるべきであり、子の福祉を考える上で、子の意見は尊重されるべきである。憲章第24条第1項及び UN 子供の権利条約第12条に従って、子に自由に意見を表明する機会を与えることは、本規則を適用する上で重要な役割を果たすことになる。もちろん、その規則によれば、国内の法規及び手続において誰が子から意見聴取をし、また、どのように子が意見聴取されるかについて定めることは、構成国の役目である。したがって、子が裁判官本人から聴取されるのか、それとも、裁判所に報告すべき特別な任務を負った鑑定人から聴取されるべきか、はたまた、子の聴取を法廷において行うのか、それとも、別な場所若しくは別な方法で行うべきかについて定めることは、本規則の目的ではない。さらに、確かに、子は意見聴取をされる権利を有するが、しかし、その聴取は絶対的な義務としてではなく、例えば当事者間に合意があるときには子の福祉を考慮して判断されなければならない。EU 裁判所の判例に従っても、憲章第24条第1項及び EU 規則 Nr. 2201/2003によって、原構成国の裁判所がすべての事件において聴取によって子の意見を得ることまでは必要とせず、裁判所に裁量の余地がある場合であっても、裁判所は、子に聴取の機会を与え、そうした聴取を実施するために適切なあらゆる措置をとる義務を負っていることは明らかであり、その際には、子の福祉と個別事例の諸事情を斟酌し、それら諸条項の実効性を確保して、子に対して真に有効な意見表明の機会を与えることになる。したがって、原構成国の裁判所は、可能な限り、かつ、子の福祉を考慮し、国内法で用いているあらゆる手段、並びに、理事会規則（EU）Nr. 1206/2001（民事及び商事事件における証拠調べの領域での構成国の裁判所間の協力に関する欧州連合理事会規則——訳者）のそれを含む国際的な司法協力の特別な制度を設けるべきである。

40 子の違法な連去りや奪取がある場合、子の返還は遅滞なく行われるべきであり、そうした目的のために、本規則及び特にその第3章によって補完されている1980年ハーグ条約が広く適用されるべきである。

41 1980年ハーグ条約による返還手続を可能な限り早急に終了させるために、構成国は、その国内法上の裁判システムに応じて、そうした返還手続の管轄をできるだけ一つの裁判所に集中することを考えるべきである。子の奪取事件の管轄は、地域全体で単一の裁判所に又は限定された数の裁判所に集中することを可能にすべきである。また、その際には、例えば、国際的な子の奪取事件の管轄を、上訴裁判所の区域にある第一審の

裁判所に集中させることになる。

42 1980年ハーグ条約による返還手続においては、各審級の裁判所は、特段の事情により不可能な場合を除き、6週間以内にその裁判をすべきであった。代替的紛争処理手続によることは、6週間という期間の超過を正当化する特段の事情とみなされるべきではない。ただし、こうした手続の過程で又はその結果として特段の事情となり得ることはある。第一審の裁判所にとって、その期間は、裁判所に訴えが提起された時点で開始する。また、上級審の裁判所にとっては、その期間は、必要とされる手続のすべての段階を経た時に開始する。そうした段階とは、関係する法体系に応じて、裁判所の住所がある構成国においては、上訴が相手方に送達された時であり、また、裁判を取り消す裁判所に上訴しなければならぬ構成国においては、記録の送付と上訴裁判所に上訴の提起があった時であり、若しくは国内法上必要としているときには、当事者が審問の開始を申立てた時、のいずれかである。また、1980年ハーグ条約により子の返還を命じ又は拒否した裁判に対して可能な不服申立ての数を制限することも考えるべきである。

43 子に関わるあらゆる事件、特に国際的な子の奪取事件においては、裁判所は、メディエーション又は他の適切な手段による解決の可能性を検討し、必要な場合には、国境を跨がる親責任事件におけるメディエーションのためのネットワーク及び支援体制に援助を求めるべきである。しかしながら、これによって、1980年ハーグ条約による返還手続を不当に長引かせるべきではない。また、メディエーションは、特にドメスティック・ヴァイオレンスがある場合には、常に適切であるというわけではない。両親が、1980年ハーグ条約による返還手続の過程において、子の返還又は不返還について合意し、また、親責任事件に関しても合意した場合には、本規則は、一定の状況の下で、両親が次のような合意をすることを可能にすべきである。すなわち、1980年ハーグ条約によって関与した裁判所が、両親の合意を裁判に取り込み、承認し、又は国内の法規若しくは手続に定める方法で是認することにより、これに法的拘束力を付与する権限を有する、との合意である。したがって、管轄を集中している構成国は、1980年ハーグ条約によって返還手続に関与した裁判所が、子の返還手続の過程において当事者間で合意が成立する限りは、本規則により当事者が同意し又は承認している親責任事件における管轄権をも有することになる、ということを検討すべきである。

44 子が違法に連れ去られ又は違法に留置されている構成国の裁判所は、1980年ハーグ条約に規定されているように、規則に従って特に理由のある場合においては、返還を拒否できるとすべきである。裁判所は、まず、1980年ハーグ条約第13条第1項b)の意

味における重大な危険から子を保護するために、適切な保護措置がとられたか又はとられ得るか否かについて審査すべきである。

45 裁判所が子の返還を1980年ハーグ条約第13条第1項b)のみを理由として拒否しようとする場合において、子の返還を求めている当事者が返還を拒否しようとする裁判所に対して、返還後の子の保護について適切な措置がとられていることを確信させ又は裁判所が他の方法でそうしたことを確信したときは、裁判所は子の返還を拒否すべきでない。こうした措置として、例えば、子が返還される構成国において申立人が子に接触することを禁ずる裁判所の命令があること、また、その構成国において保護措置を含む仮処分があり、返還後に監護養育権の裁判があるまでは、子を連れ去り、事実上の養育をしている一方の親の下に子が留まることを認めている場合、さらには、診療を必要とする子のために医療上の手配がなされていることの証明があることなどである。個別の事案においてどのような種類の措置が適切かどうかについては、そうした措置がない場合に返還された子がこうむる重大な具体的危険に即して決められる。適切な措置がとられたか否かを確定しようとする裁判所は、まずは、両当事者を信頼し、必要な場合には、中央当局又は司法ネットに関わる裁判官に、とりわけ、理事会決定2001/470/EGにより創設された民事及び商事事件のための欧州司法ネット並びに国際ハーグ裁判官ネットワークの中において援助を求めるべきである。

46 子の返還命令については、裁判所が、必要な場合に本規則による保護措置を含むあらゆる仮処分、すなわち、返還に伴う身体的若しくは精神的な損害の重大な危険から子を保護するために必要な措置を命ずることができるようにすべきであり、そうでない場合には、返還を拒否することになろう。そうした仮の措置及びその実施によって、1980年ハーグ条約による返還手続が遅延せしめられてはならず、また、1980年ハーグ条約により申立てのあった裁判所と、本規則により親責任事件の本案について管轄権を有する裁判所との間の管轄権の決定を害するべきでない。必要な場合には、1980年ハーグ条約による返還手続において申立てのあった裁判所は、特に民事及び商事事件のための欧州司法ネット及び国際ハーグ裁判官ネットワークのなかで、子の常居所の構成国の裁判所又は権限ある当局と協議すべきである。そうした措置は、本規則により権限を有する構成国を含むすべての構成国において、関係する構成国の裁判所が適切と考える措置を講ずるまでの間、承認され、また執行されるべきである。保護措置を含むそのような仮処分には、例えば、養育を事実上行っている者の下に子が留まることや、子の常居所の裁判所が自らの考えによる措置をとるまで、返還後に子とどのようにコンタクトをと

るかを決めることも含まれる。このことは、子の常居所の裁判所が、子の返還後に行う措置又は裁判を損なうものではない。

47 不服申立てに関する裁判に優先して、子の福祉を理由とする子の返還が必要である場合には、不服申立てにかかわらず、子の返還を命ずる裁判に仮執行宣言を付することが可能であるべきである。

48 子が違法に連れ去られ又は留置されている構成国の裁判所は、1980年ハーグ条約による子の返還命令を拒否するときは、その裁判において、拒否の根拠となる同条約の関係条文を明示して拒否すべきである。ただし、この拒否の裁判は、それが終局的なものかそれとも不服申立てが可能なものかということには関係なく、事後の裁判、すなわち、子が違法に連れ去られ又は留置される前に子がその常居所を有していた構成国の裁判所が監護養育権の手続において下した裁判によって置き換えられることができる。こうした手続の過程において、子の福祉を考慮して、両親の行為に限定することなく、これを含むすべての事情を詳しく審理するべきである。そうした結果としての監護養育権の裁判において子の返還が命じられるべきときには、その裁判の承認及び執行のために、他の構成国において特別な手続を必要とせずに子の返還が行われるべきである。

49 子の返還を1980年ハーグ条約の第13条第1項第b)若しくは同条第2項——又は双方——のみに基づいて拒否する裁判所は、本規則に示されている書式を用いた証明書を職権で発行すべきである。この証明書によって、当事者に対して、子の返還を拒否した裁判の通知後3ヶ月以内に、子が違法に連れ去られ又は留置される直前にその常居所を有していた構成国の裁判所に監護養育権に関する申立てをすることができる旨、又は、裁判所がすでに関与しているときには、その裁判所に子の返還手続に関する記録の送付を求めることができる旨が通知されるべきことになる。

50 子が違法な連去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国において、1980年ハーグ条約による返還申立てに関与している裁判所が同条約第13条第1項b)若しくは同条第2項——又は双方——のみに基づいて子の返還を拒否している時点ですでに、監護養育権に関する本案手続が係属している場合には、子の返還を拒否している裁判所は、その監護養育権に関する手続を知っているときは、子の返還の拒否の裁判の時点から1ヶ月以内にその裁判の謄本、その証明書、並びに、必要な場合には、調書、聴取の要約若しくは控え、及び監護養育権に関する本案手続に関与している裁判所にとって重要であると考え他のすべての記録を（監護養育権の本案手続の裁判所に——訳者）送付すべきである。「重要と考えるその他のすべての記録」とは、関係する情報



が子の返還を拒否する裁判の際にはなかったとするならば、監護養育権の手続の結果を左右する可能性があるものを意味する。

51 子が違法に連れ去られ又は留置される直前にその常居所を有していた構成国において、監護養育権に関する本案事件の手続はまだ係属していないけれども、当事者の一方が、子の返還を拒否した裁判の通知後3ヶ月以内にその構成国において訴えを提起したときは、この当事者は、監護養育権を本案とする裁判所に、1980年ハーグ条約による子の返還の拒否に関する裁判の謄本、その証明書、並びに、必要な場合には、調書、聴取の要約若しくは控えを提出すべきものとする。これによって、訴えが提起された裁判所は、自らが重要と考えるその他すべての記録、及び、関係する情報が子の返還を拒否する裁判の際にはなかったとするならば、監護養育権を本案とする手続の結果を左右する可能性のある情報の取得を妨げられることはない。

52 1980年ハーグ条約により子の返還を拒否した裁判の通知後3ヶ月以内に、監護養育権の裁判について管轄権を有する裁判所が、当事者の一方から訴えが提起され、又はこの裁判所において子の返還を拒否した裁判所の裁判を受領した時点においてすでに監護養育権の手続が係属している場合には、この手続に基づいて成立した、子の返還を伴う監護養育権の裁判は、本規則第4章第2節により、執行について特別な手続を必要とせず、かつ、裁判の承認が取り消されることなく、他のあらゆる構成国において執行力を有する。ただし、同一の子について親責任に関する事後の裁判との抵触が確定される場合を除くこととし、かつ、子の返還を伴う監護養育権の裁判について、「特権を付与された裁判 (privileged decision, privilegierte Entscheidung)」の証明書が発行されたものに限る。監護養育権を本案とする裁判について管轄権を有する裁判所が、前記の3ヶ月の経過後に訴えが提起され又はそうした特権を付与された裁判の証明書の提出要件が満たされなかった場合は、発令された監護養育権の裁判は、他の構成国においては、本規則第4章第1節に従って承認及び執行されるべきものとする。

53 当事者の一方又は子本人の聴取をすることができず、かつ、そのための技術的な手段を用いることができない場合には、裁判所は、欧州連合の他の立法行為を損なうことなく、ビデオ会議又は他のコミュニケーション技術を用いた聴取の実施を考慮することができる。ただし、事案の特段の事情を考慮して、そうした技術の利用が手続の公正な運用に支障を生ずる場合は除く。

54 欧州連合の司法における相互信頼は、構成国において婚姻事件及び親責任事件において言い渡された裁判が承認手続を必要とせずにすべての構成国において承認される



べきである、との原則を正当なものとしている。とりわけ、他の構成国において言い渡された裁判であって、離婚、別居又は婚姻の無効・取消しの裁判が、もはや原構成国において不服申立てができなくなったものについては、受託国の権限ある当局は、何らかの承認手続を必要とせずに、法律上当然にこの裁判を承認すべきであって、かつ、それに応じた身分登録（戸籍登録）をすべきである。承認の拒否の理由が、当事者の一方から主張されなければならないか、それとも国内法により職権により提出されるのかに関する判断については、国内法に委ねられる。このことは、利害を有する当事者が、本規則に従い、本規則の意味における承認拒否事由が存在しないとの裁判を申し立てることを妨げない。誰がそうした申立てについて正当な利害を有する当事者とみなされるのか、ということに関しては、そうした申立てがなされた構成国の国内法において確定すべきである。

55 構成国において発令された裁判、そこで作成された公の証書及び締結された合意に関する承認及び執行は、相互信頼の原則に基づくべきである。したがって、不承認の事由は、本規則の目標である、承認及び執行並びに子の福祉の実効的な保護の簡易化に照らして、最小限のものに限定されるべきである。

56 裁判の承認は、本規則中に定められた一ないし複数の不承認の事由が存する場合に限って、拒否されるべきである。本規則における承認の拒否事由については、すべてを汲み尽くしたものである。本規則において列挙されていない事由、例えば、訴訟係属の規則の違反は、拒否の事由として主張することはできない。親責任事件においては、事後の裁判は、従前の裁判との間で抵触がある限りは、将来にわたり従前の裁判に常に優先する。

57 子に与えられた意見表明の機会に関しては、子の聴取の適切な方法をめぐる判断は、原裁判所の事項であるべきである。したがって、子の聴取について、承認国の裁判所が行うであろう子の聴取方法とは異なる方法を、原裁判所が用いたことを唯一の理由として承認を拒否することはできない。承認を要請された構成国は、本規則において許容されているところの、拒否理由に当たらない特別の例外が存する場合には、承認を拒否すべきでない。仮に、手続が子の財産にのみ関係するものであり、かつ、手続の対象を考慮したときに子に意見表明の機会を与える必要がなかった場合、又は、特に事件の緊急性を勘案すべき重大な理由があった場合には、執行構成国の裁判所は、子の福祉に配慮した子の意見表明の機会が与えられなかったということを唯一の理由として裁判の承認を拒否することはできない、という結果になる。また、そうした重大な理由とは、

例えば、子の身体的及び精神的な健全性並びに子の生命に対する直接的な危険があり、かつ、これ以上遅延すると危険が現実には発生するおそれを生ずる場合をいう。

58 さらに、子が関係する国境を跨がる争訟において時間とコストを最小限にするという目標は、親責任事件におけるすべての裁判について、執行構成国において執行に先だつ執行許可宣言を廃止し、また場合によっては執行の登録を廃止することを正当化する。こうした要件は、EU 規則（EG）Nr. 2201/2003によって、面会交流の裁判及び子の返還を伴う裁判についてのみ廃止されたが、本規則によって、親責任事件におけるあらゆる裁判の国境を跨がる執行について廃止されるべきである。ちなみに、面会交流の裁判及び子の返還を伴う裁判については、これ以外の有利な取扱いも存する。したがって、本規則により、他の構成国の裁判所によって言い渡された裁判は、それが執行構成国において言い渡された裁判と同様に取り扱われる。

59 本案事件について管轄権を有する裁判所によって、保護措置を含む仮処分が命じられたときは、これらの処分の流通は、本規則の規準に従って確保される。もちろん、そうした裁判所によって命じられた保護措置を含む仮処分については、その処分を含む裁判を執行に先立って相手方に送達していた場合を除いて、本規則の下で相手方を呼び出すことなく承認及び執行がなされるべきではない。ただし、国内法によるそうした措置の承認及び執行は排除されるべきでない。保護措置を含む仮処分が、本案事件について管轄権を有しない構成国の裁判所によって命じられたときは、本規則の枠内におけるその流通は、国際的な子の奪取事案に関わる処分であって、1980年ハーグ条約第13条第1項b)の意味における重大な危険から子を保護することを目的としている処分に限られる。そうした処分は、本規則により本案事件の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所が適切であるとみなす処分をするまで適用されるべきである。

60 執行手続は、国内法規に従って、裁判上又は裁判外で行われるので、「執行について権限ある当局」には、裁判所、執行官、及びその他の国内法上の当局も含まれることになる。本規則において、裁判所も、付加的に執行について権限ある当局であるとしている場合、裁判所とは別の部所（Stelle）が執行について権限ある当局であって、特定の裁判に限って裁判所に留保していることになる。また、その場合の留保とは、裁判所に当初から留保しているものもあるし、執行について権限ある当局の行為を再審査するという形で留保しているものもある。執行段階で行われる特別の措置、例えば、強制的な性質のない国内法上の措置や、各構成国の国内法上の強制措置——罰金、勾留、執行官による子の引取りを含む——については、こうした特別の措置を命じ、これを実行

し若しくは実行させるのは、執行について権限のある当局又は執行構成国の裁判所の役割であるべきである。

61 面会交流権の行使に関して他の構成国において命じられた裁判の執行を容易にするために、執行構成国において執行について権限のある当局又は裁判所は、実務上の観点に即し又は執行構成国の法律に従って必要とされる法的要件を詳細に定める権限を有するべきである。本規則において定める規律を通じて、執行構成国において裁判を執行することが容易にされるべきであり、そうでないと、執行について権限のある当局又は執行裁判所が裁判をより具体的かつより詳細なものにすることができる程度の明確性を欠くことになるため、執行が不可能になってしまう。執行構成国の国内の執行法規に従った法的義務の履行のためのその他の規律、例えば、執行段階における少年保護局又は心理学者の関与についても、同様の方法で確定されるべきである。ただし、そのような規律は面会交流権に関する裁判に干渉し、又はそれを超えてはならない。また、本規則によって措置を適切なものにする権限は、執行裁判所が別の措置をとることによって執行構成国の法の知らない措置に転換することを可能にするものでもない。

62 他の構成国において言い渡された裁判を執行許可宣言なくして執行することによって、防御権が危険にさらされてはならない。したがって、執行を受けるべき者は、その者から見て、本規則の承認又は執行の拒否理由の一つがある場合には、裁判の承認又は執行の拒否を申し立てることができるべきである。本規則に定める承認の拒否理由が職権で審査されるのか、それとも申立てに基づかなければならないのかについては、国内法において確定すべきである。そのため、同様の審査は、執行の拒否との関係においても可能であるべきである。国内法上の拒否理由の適用によって、本規則に定める拒否理由の要件及び態様を拡張せしめるべきではない。

63 他の構成国において言い渡された裁判の執行を攻撃する当事者は、執行構成国の法秩序に合致する限りにおいて、そうした攻撃を行うことが可能であるべきであり、また、同一の手続において、本規則に定める拒否理由と並んで、執行が営まれる構成国の法における拒否理由であって、本規則において定める理由と抵触するものではない理由を主張することができるべきである。こうした理由として、国内法による執行行為の形式的な瑕疵を理由とする不服申立てや、裁判によって命じられた行為がすでに執行され若しくは不能になっているという主張に基づく不服申立てが含まれる。その例としては、不可抗力、子が引き渡されるべき者の重度の病気、そうした者の拘留や死亡、裁判の言渡し後に子が返還されるべき構成国が戦争区域になったこと、又は、執行可能な内容が

なく、それに相応するものもない場合がある。

64 執行がなされるべき者に対して他の構成国において言い渡された裁判の執行を通知するために、本規則により発行された証明書が——必要な場合には裁判と併せて——、この者に対して最初の執行処分に先立つ適切な期間内に送達されるべきである。これとの関連において、そうした送達後に初めて行われる執行処分を、最初の執行処分という。EU 裁判所の判例によれば、執行が行われる当事者は、執行が実際に開始されるに先立って裁判の執行力を争うための手続を開始できる実効的な不服申立てを行う権利を有する。

65 親責任事件においては、執行は、子にまさに関係し、多くの事案においては、執行の時点において留まっていた当事者とは別の当事者に子を引渡し、又は子を他の構成国に移動させることになる。そのため、主たる目標は、欧州連合の域内といえども国境を跨がる事案においては、裁判を可能な限り迅速に履行する——必要な場合には強制措置を通じてでも——よう求める申立人の権利と、やむを得ない場合においてのみ子をそうしたトラウマを伴う強制執行の措置にさらすという必要性との、双方を調和させることにある。こうした比較衡量は、執行権限のある当局と各構成国の裁判所との間で、それぞれの事案に即して行われるべきである。

66 本規則によって、親責任事件の裁判の国境を跨がる執行に関して、すべての構成国において同じ要件が設定されるべきである。ある構成国においては、裁判に対する不服申立てが可能であって、それが現になされている場合であっても、執行は可能であるとされている。また、別の構成国においては、通常の不服申立てができなくなり、確定力を生じた裁判のみが執行可能であるとされている。そこで、緊急の場合に備えるため、本規則は、親責任事件における特定の裁判、すなわち、1980年ハーグ条約による子の返還を命ずる裁判と、面会交流権を認める裁判については、不服申立てがまだ可能な場合であっても、仮執行宣言を付すことができる、と定めている。

67 しかしながら、執行について権限のある当局又は裁判所は、子が関係する執行手続において、執行段階で直面する重大な事情の変更に迅速に対応できなければならず、とりわけ原構成国における裁判の取消し、裁判の執行力の喪失、及び、執行障害若しくは緊急事態の発生などが、これに当たる。したがって、裁判の執行力が原構成国において停止された場合、執行手続は、申立てに基づいて、又は当局若しくは裁判所の職権により停止されるべきである。しかしながら、執行について権限ある当局又は裁判所は、原構成国において不服申立て又はその他の方法により執行力が停止されたか否かについ

て、その可能性が示されていない場合には、自ら調査する義務を負うわけではない。また、執行構成国においては、執行の停止又は拒否は申立てに基づいて可能となる、とすべきであり、本規則において定め、かつ許容する一又は複数の理由が存する場合であっても、その判断は執行について権限ある当局又は裁判所の裁量に委ねられる。

68 原構成国において裁判に対してなお不服申立てが可能であり、通常の不不服申立て期間が経過していないときには、執行手続を申立てに基づいて停止することは、執行構成国における執行当局又は執行裁判所の裁量に委ねられる。こうした場合、執行手続を停止し又はその停止を維持するために、原構成国において不服申立てを提起すべき期間を特定しておくことができる。期間の特定は、執行手続の停止について効果を生ずるに過ぎず、原構成国の手続法規による不服申立ての提起の期間を妨げることはない。

69 例外的な場合において、執行当局又は執行裁判所は、裁判の言渡し後に生じた一時的な障害又はその他の事情の変更によって、執行することが子に対して身体的又は精神的な損害を生ずる重大な危険を伴うときには、執行手続を停止することができる、とすべきである。身体的又は精神的な損害の重大な危険がもはや存しなくなった場合には、執行は直ちに再開されるべきである。しかし、こうした危険がまだ存続しているときは、執行の拒否に先立って、国内の法規及び手続に合致した適切な方法を取り、また場合によっては、ソーシャルワーカーや児童心理士といった専門家の援助を仰いで、裁判の履行を確保するよう試みるべきである。とりわけ、執行当局や執行裁判所は、国内の法規及び手続に従って、事情の変更に伴う障害、例えば、裁判の後に生じた子の明らかな反抗であって、それを放置しておくに子に身体的又は精神的な損害を生ずる重大な危険があるようなものについては、これを克服するよう試みるべきである。

70 別居及び離婚を内容とする当事者間の合意が、執行力のある公の証書及び合意によるものであって、それが構成国において法的拘束力をもつものについては、「裁判」の承認に関する法規の適用の対象になる。また、構成国において親責任事件について当事者間で執行力のある公の証書及び合意がなされたときは、「裁判」の承認及び執行に関する法規の適用の対象になる。

71 本規則に定められている、子に意見表明の機会を与える義務が、公の証書及び合意については適用されないとしても、子の意見表明の権利は、憲章第24条並びに国内の法規及び手続において国内法化されている UN 子供の権利条約第12条によって、広く妥当すべきである。もっとも、子に意見表明の機会が与えられなかったという事情は、親責任事件における公の証書及び合意の承認及び執行に対する拒否理由の一つに自動的

になるわけではない。

72 親責任事件について、すべての構成国において中央当局が指定されるべきである。1980年及び1996年のハーグ条約のために指定したものと同様の中央当局を本規則のために指定するべきである。構成国は、中央当局が本規則によって委ねられている役割を果たすことができるように、十分な財政的及び人的資源を提供すべきである。

73 親責任事件における（司法）協力をめぐる本規則の諸規定は、1980年ハーグ条約による子の返還の申立ての手続——これは同条約第19条及びEU裁判所の固定判例によれば、親責任事件の本案手続をなすものではない——について適用されるべきではない。しかしながら、1980年ハーグ条約の適用は、国際的な子の連去りに関する本規則の諸規定によって、並びに、本規則における承認及び執行に関する章及び一般規定に関する章によって、補充されるべきである。

74 中央当局は、裁判所及び権限ある当局を支援し、特定の事件において国境を跨がる手続における親責任の主体をも支援すべきであり、同様に、一般的な事件においても特別な事案においても家庭関係事件の和解的解決の促進に協力すべきである。

75 緊急の場合を除き、かつ、本規則の枠内で認められている裁判所間の直接的な協力及び連携を損なうことなく、親責任事件における——本規則による——協力要請は、裁判所及び権限ある当局によって行うことができ、協力要請をする裁判所又は権限ある当局の構成国の中央当局に宛てて申し出るべきである。特定の嘱託は、親責任の主体によっても行うことができ、申立人の常居所の中央当局に申し出ることができる。こうした嘱託において、面会交流権及び子の返還に関する裁判の承認及び執行を受託中央当局の領域において実行しようとする親責任の主体のために、情報及び援助が求められ、必要な場合には、訴訟費用の援助を受けるための情報をも求めることになる。また、このなかには、調停その他の代替的紛争処理によって親責任の主体同士の合意を容易にすることや、子の身体若しくは財産の保護のための措置がとられるべきか否かの審査を裁判所又は権限ある当局に求めることも含まれる。

76 緊急の場合、始めから受託構成国の裁判所又は権限ある当局へ直接にコンタクトをとる例として、他の構成国の権限ある当局に直接に嘱託し、子にとって直接的な危険が存すると想定されるときに、子の保護のための措置をとる必要があるか否かに関して審査を求めるという場合がある。中央当局のチャンネルを介して嘱託をする義務は、最初の嘱託についてのみである。それ以後の、裁判所、権限ある当局又は申立人との連携も、直接に行うことができる。



77 中央当局又は権限ある当局は、一つ又は複数の他の構成国の中央当局又は権限ある当局との間で、それら相互の関係において直接的な連携を認める合意若しくは協定を行うこと又はこれを存続せしめることを妨げられるべきでない。権限ある当局は、そうした合意又は協定について、その中央当局に通知すべきである。

78 中央当局は、本規則の適用範囲にある親責任事件の特定の手続において、裁判所及び権限ある当局並びに親責任の主体を支援する際に、協力をすべきである。要請を受けた中央当局が行う支援のなかには、特に、子が直接に、又は裁判所、権限ある当局若しくは他の部署を経由して、本規則による嘱託の履行を求めることや、親責任事件に役立つその他の情報の提供を求めることも属する。

79 また、受託中央当局は、必要な場合には、裁判所間の連携を容易にするための適切なあらゆる手筈を整えるべきであり、とりわけ、管轄の移転に関する規定、緊急時の保護措置を含む仮処分に関する規定であって、特に国際的な子の連去りと関連して、子について1980年ハーグ条約第13条第1項b)の意味における重大な危険から保護することを目的とする規定、並びに、訴訟係属及び係属する手続に関する規定について手筈を整えるべきである。こうした目的のために、一定の場合、さらなる直接的な連携のための情報の提供、例えば児童福祉当局、ネットで接続された裁判官又は管轄裁判所間の連携を指図することも可能である。

80 本規則の目的を達成するために、嘱託裁判所又は権限ある当局は、国内手続の下にある要件を損なうことなく、必要な情報を得るための様々なチャンネルを自由に選択することができる。

81 理由付けのある嘱託書によって、報告書又は嘱託国の親責任事件における他の重要な情報が要求されているときは、受託国の中央当局——直接に若しくは裁判所を経由して——、権限ある当局又はその他の部署は、この嘱託を履行すべきである。嘱託書は、特に、情報を必要としている手続の記述、及びこの手続の基礎にある事実関係を含むものとする。

82 構成国の裁判所が、親責任事件において裁判をした又はそうした裁判を間もなくしようとしており、かつ、この裁判が他の構成国において実行されるべきときは、裁判所は、他の構成国の裁判所又は権限ある当局に、裁判の実行に際して支援を要請することができるべきである。このことは、例えば、付随的な面会交流を認める裁判が、面会交流権を認めた裁判所の構成国とは別の構成国において実行されるべき場合や、裁判が実行されるべき構成国の裁判所又は当局の付随措置を伴う場合に妥当する。



83 構成国の裁判所又は権限ある当局が、子を別の構成国に転居させようとするときは、その転居に先立って同意を得るための協議手続を行うべきである。裁判所又は転居を命じる当局は、転居の命令又は取決めに先立って、子が転居させられる構成国の権限ある当局の同意を得るべきである。また、構成国は、EU 裁判所の判例に従い、本規則に則して得るべき同意について、法的安定性と迅速性を確保するために、明確な規律と手続を計画しなければならない。その手続は、とりわけ、権限ある当局に対して、同意を得ること又はこれを拒否することを可能にするものであるべきである。三ヶ月以内に回答がない場合には、同意があったものとみなすべきでなく、同意がない以上は子の転居は行われるべきでない。同意の要請書は、少なくとも、予定されている転居又は世話をする理由を付した子に関する報告書、予定される出費に関する情報の他に、受託構成国にとって重要と思われる他のすべての情報、例えば、措置について予想される監督、両親、その他の親族若しくは子が関係している他人との面会のための規律、又は、こうした者との面会を認めない理由（欧州人権条約第8条を考慮した上で）を含むものとする。転居について一定の期間の同意があったとしても、EU 裁判所の判例によれば、この同意は転居の期間を延長する裁判又は規律に対して適用されるものではない。こうした場合には、同意を求める新たな囑託がなされるべきである。

84 子の常居所の構成国において、子を養育施設に入所させる裁判が予定されるときは、裁判所は、手続のできるだけ早期の段階において子の権利、特に、子のアイデンティティーを保持する権利及び両親や他の親族との交流を求める権利を内容とする子の権利を、UK 子供の権利条約第8条、第9条及び第20条と調和して保持するための適切な措置を考えるべきである。子が他の構成国と密接な関係を有していることを裁判所が知った場合において、領事関係に関するウィーン条約第37条b)が適用されるときは、この措置には、他の構成国の領事代表が作成した通知（通報）書も含まれる。そうした知識は、また、他の構成国の中央当局の情報を基にして得られることになるであろう。こうした適切な措置のなかには、片親、親族若しくは子を世話するのに適した他の者に関する情報を、本規則により他の構成国に宛てて求める囑託も含まれる。また、状況に応じて、裁判所は、片親、子の兄弟姉妹に関する裁判及び手続の情報を求めることもできる。もとより、最も重要な観点は子の福祉にあるべきである。とりわけ、こうした規律は、子の転居を考慮している構成国の裁判所又は権限ある当局が命じる転居の裁判に関する国内の法規や手続に干渉すべきでない。また、こうした規律によって、裁判管轄を有する構成国の当局は、子を別の構成国に転居させ又この国からさらに転居させる裁

判や手続に関与させる義務を負うわけではない。

85 親責任事件においては時間が決定的な要素となっているため、本規則の（司法）協力——親責任事件における情報の収集及び交換に関する協力を含む——に関する諸規定によって必要とされる情報と、子を他の構成国に転居させることに同意し若しくは拒絶する裁判とは、受託構成国の中央当局によって、嘱託書の受領後遅くとも三ヶ月以内に嘱託構成国に送付されるべきである。もちろん、特段の事情により不可能な場合を除くこととする。また、これに関連して、権限のある国内当局は、受託中央当局に対して、なぜ、こうした期間を遵守できるように適時に嘱託することができなかつたかという情報を提供し、また、これを説明する義務も負っている。いずれにせよ、関係するすべての権限ある当局は、この最大限の期間よりも前に回答するように努めるべきである。

86 中央当局の会合が、2001/470 EG 決定に従い、とりわけ欧州委員会を通じて民事及び商事事件のための欧州司法ネットの枠内において招集されることは、中央当局の別の会合が行われることと抵触しない。

87 本規則において異なる定めがない場合には、本規則の適用に際して構成国によってなされる個人情報の処理について、欧州議会及び理事会の規則（EU）2016/679（情報保護基本規則——訳者）が適用される。本規則による嘱託の実施、例えば、1980年ハーグ条約による子の返還や、子の身体若しくは財産を保護するための措置が必要か否かについての裁判所の審理を頓挫させないためには、前記の規則（EU）2016/679の第14条第1項から第4項までによる当該人物（子）のデータ——子の発見に必要な事項——を通知することは、こうした情報を必要とする嘱託が済むまで停止することを許される。そうしたことの例外は、（EU）規則2016/679第14条第5項並びに第23条第1項 f)、 g)、 i) 及び j) に規定する場合である。このことは、子に損害を与えうる危険が存し又はそうした危険性の兆候がある場合に、情報の送達を受ける代理人、裁判所又は権限ある当局が、子の保護のための措置をとり又はそうした措置をとらせることを妨げるものでない。

88 関係する情報の開示又は通知が、子又は他の者の健康、安全又は自由に危険をもたらすおそれがある事案、例えば、家庭内暴力のため、子の新たな住所を申立人に知らせてはならないと裁判所が命じた事案においては、本規則において最大限のデリケートな均衡が求められる。本規則は、確かに、中央当局、裁判所又は権限ある当局が、本規則の目的のために収集又は転達された情報の開示又は通知によって子又はその他の者の健康、安全又は自由に危険をもたらすおそれがある場合にはそうした情報を申立人又は

「改正ブリュッセルⅡ a 規則（2019年6月25日）」

第三者に開示又は通知すべきでない、と定めている。しかしながら、本規則は、こうしたことが、本規則に基づく義務の履行に必要な限りにおいて、中央当局、裁判所又は権限ある当局によって、及びこれら相互間で情報の収集や転達をすることの妨げになるべきではないことを強調している。このことは、可能かつ適切な場合には、申立人に対して申立てに必要なすべての情報を委ねることなく、本規則による申立てを処理することが可能でなければならない、ということの意味している。国内法において規定されているならば、例えば、中央当局は、申立人に子の滞在地の情報を知らせずに、申立人の名において手続を開始することができる。また、嘱託それ自体が子又はその他の者の健康、安全又は自由に危険を及ぼすおそれがある場合には、本規則により、そうした嘱託に応ずる義務はないとすべきである。

89 本規則の第3章及び第4章の適用との関連において使用される証明書が最新の状態にあることを確保するために、欧州委員会に対して、本規則の附属文書ⅠからⅨの修正に関して、欧州連合運営条約第290条により立法行為を採択する権限を委譲すべきである。欧州委員会が、専門家レベルを含む準備作業の過程において、適切な協議を行い、そのことが、立法改善作業に関する2016年4月13日の合意に記載された原則に合致していることに意味がある。とりわけ、委任された立法行為の作業へ平等に関与するよう配慮するために、理事会は、構成国の専門家と同時に、すべての文書を受領し、また、専門家は、委任された立法行為の作業に関わる専門家グループの会議に組織的に関与することになる。

90 欧州連合条約第3章に基づいて起草された、婚姻事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する1998年条約（以下「ブリュッセルⅡ条約」と記す）、規則（EG）Nr. 1347/2000、規則（EG）Nr. 2201/2003、及び本規則の間の連続性は、規定の変更がない限り保障されるべきであり、こうした目的のために、経過規定が確定されるべきである。同様の連続性は、ブリュッセルⅡ規則の解釈——EU裁判所による解釈も——についても妥当する。

91 構成国が欧州連合に加盟する以前に一つ又は複数の第三国との間で締結した協定については、欧州連合運営条約第351条が適用される旨を指摘しておく。

92 親責任事件について適用される法は、1996年ハーグ条約（「親責任及び子の保護措置の領域における裁判管轄、適用法、承認、執行及び協力に関する1996年10月19日条約」——訳者）第3章の諸規定（「適用法」部分——訳者）と一致するように定められるべきものとする。本規則が適用される構成国の裁判所における手続において1996年

ハーグ条約が適用される場合は、同条約の第15条第1項において引用されている「第2章の諸規定」（第5条から第14条までに規定する「管轄」部分——訳者）は、「本規則の諸規定」と解されるべきものとする。

93 本規則を適切に運用するために、欧州委員会は、本規則の適用について検討し、必要がある場合には修正を提案する。

94 欧州委員会は、構成国によって送付された情報を公表し、アップデートする。

95 連合王国及びアイルランドの地位に関する欧州連合条約及び欧州連合運営条約の附属文書の第21の第3条及び第4a条第1項に従い、両構成国は、自由、安全及び法の領域に関して、本規則の採択及び適用に参加する旨を通知している。

96 デンマークの地位に関する欧州連合条約及び欧州連合運営条約の附属文書の第22の第1条及び第2条に従い、デンマークは、同国に拘束力がなく、適用もされない本規則の採択には参加しない。

97 欧州データ保護管理者は、欧州議会及び理事会の規則（EG）Nr. 45/2001の第41条第2項第2号及び第46条d）に従い、意見聴取を受け、2018年2月15日に意見を述べた。

98 裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する国内法規の相互間に相違があるため、本規則の目標が構成国の領域において十分に達成できず、むしろ本規則を直接に適用し、拘束力のあるものとする方が目標を達成できるゆえに、欧州連合は、欧州連合条約第5条に規定されている補充性原則（principle of subsidiarity, Subsidiaritätsprinzip）に従って行動することができる。また、本規則は、同条に規定されている相当性原則（principle of proportionality, Grundsatz der Verhältnismäßigkeit）に従い、その目標の実現のために必要な措置を超えるものではない。

## 第1章 適用範囲及び定義規定

### 第1条（適用範囲）

- ① 本規則は、以下のものを対象とする民事事件に適用される。
  - a) 離婚、別居及び婚姻の無効・取消し、
  - b) 親責任の帰属、行使、委譲、並びに、親責任の全部又は一部の剥奪。
- ② 第1項b)に定める民事事件は、特に、以下のものを含む。
  - a) 監護養育権及び面会交流権、
  - b) 後見、保佐及びこれらに相当する法制度、

「改正ブリュッセルⅡ a 規則（2019年6月25日）」

- c) 子の身体若しくは財産について責任を負い、又は子を代理し若しくは援助する人又は当局の指定及び任務、
  - d) 子の養育施設又は福祉施設への入所、
  - e) 子の財産の管理及び維持又は処分に関する保護措置。
- ③ 本規則第3章及び第4章は、複数の構成国が関係する子の違法な連去り又は留置について適用され、1980年ハーグ条約を補完するものとする。本規則第4章は、1980年ハーグ条約に従って子を他の構成国に返還することを命ずる裁判であって、その裁判が言い渡された構成国とは別の構成国において執行されるべき裁判について適用される。
- ④ 本規則は、以下の事件については適用されない。
- a) 親子関係の確定及び取消し、
  - b) 養子の決定及び養子の準備措置並びに養子の無効及び取消し、
  - c) 子の氏名、
  - d) 成年宣言、
  - e) 扶養義務、
  - f) 信託又は相続、
  - g) 子が行った刑罰行為に対する処分。

第2条（定義規定）

- ① 本規則の目的のために、「裁判」とは、構成国の裁判所の命令、決定若しくは判決を含む裁判であって、離婚、別居若しくは婚姻の無効・取消しを言い渡すもの、又は親責任事件において言い渡すものをいう。

第4章の目的のために、「裁判」とは、以下のものを含む。

- a) 1980年ハーグ条約に従って他の構成国に子の返還を命ずる裁判であって、その裁判がなされた構成国とは別の構成国において執行されるべきもの、
- b) 本規則により本案事件について管轄権を有する裁判所によって命じられる保護措置を含む仮処分、又は第15条に関連して第27条第5項により命じられる措置。

第4章の目的のために、「裁判」には、申立人の相手方を呼び出すことなく命じられた保護措置を含む仮処分を含まないこととする。ただし、そうした措置を含む裁判が、執行に先だって申立人の相手方に送達される場合は除く。

- ② また、本規則の目的のために、以下の定義が適用される。

- 1 「裁判所」とは、本規則の適用範囲にある事件について管轄権を有する構成国の当

局をいう。

- 2 「公の証書」とは、本規則の適用範囲にある事件について構成国において公の証書として正規に作成又は登録された書面であって、
  - a) その証書の署名及び内容について成立が真正であり、かつ、
  - b) 当局又は権限ある他の部署によって成立の真正が確定されているものをいう。構成国は、欧州委員会に宛てて第103条によりこれらの当局又は部署を通知することとする。
- 3 「合意」とは、第4章の目的のために、公の証書ではない書面であって、本規則の適用範囲にある事件において当事者によって作成され、かつ、構成国から委員会に対して第103条により通知された当局（の一つ）によって登録されたものをいう。
- 4 「原構成国」とは、そこにおいて、裁判が言い渡され、公の証書が正規に作成若しくは登録され、又は合意が登録された構成国をいう。
- 5 「執行構成国」とは、そこにおいて、裁判、公の証書又は合意が執行されるべき構成国をいう。
- 6 「子」とは、18歳未満の者をいう。
- 7 「親責任 (parental responsibility, elterliche Verantwortung)」とは、子の身体又は財産に関して、裁判により、法律上、又は法的拘束力のある合意により、自然人又は法人に対して付与された権利及び義務の総体をいい、監護養育権及び面会交流権を含む。
- 8 「親責任の主体」とは、子のために親責任を行使する者、組織又はその他の部署をいう。
- 9 「監護養育権 (rights of custody, Sorgerecht)」とは、子の心身 (person) に配慮することに関係する権利及び義務、特に子の居所を定める権利をいう。
- 10 「面会交流権 (rights of access, Umgangsrecht)」とは、子との面会交流を求める権利であって、時間を限って、子の常居所とは別の場所で子に連添う権利及び義務をいう。
- 11 「子の違法な連去り又は留置」とは、以下の場合における子の連去り又は留置をいう。
  - a) そのような連去り又は留置によって、その直前に子の常居所があった構成国の法に従った裁判により、法律上、又は法的拘束力のある合意により存在している監護養育権が侵害される場合、及び、
  - b) 連去り又は留置の時点において、それがなかったならば、監護養育権が、単独で

若しくは共同で実際に行使され又は行使されたであろう場合。

- ③ アイルランド及び連合王国については、第3条、第6条、第10条、第12条、第13条、第51条、第59条、第75条、第94条及び第102条の目的のために、「ドミサイル」の概念は、「国籍」に置き換えることとし、この概念は、そうした構成国の法秩序の下におけると同様の意味をもつ。

## 第2章 婚姻事件及び親責任事件における管轄

### 第1節 離婚、別居及び婚姻の無効・取消し

#### 第3条（一般的管轄）

離婚、別居又は婚姻の無効・取消しに関する裁判については、以下の構成国の裁判所が管轄権を有する。

- a) その領土において、
- i) 配偶者の双方がその常居所を有している構成国、
  - ii) 配偶者の双方が最後にその常居所を有し、その一方がなおも常居所を有している構成国、
  - iii) 申立人の相手方がその常居所を有している構成国、
  - iv) 共通の申立て事案において、配偶者の一方がその常居所を有している構成国、
  - v) 申立人がその常居所を有し、その者が申立ての直前から少なくとも1年以上滞在している構成国、若しくは、
  - vi) 申立人がその常居所を有し、その者が申立ての直前から少なくとも6ヶ月以上滞在し、かつ、その構成国の国民となっている構成国、又は、
- b) 配偶者の双方が国籍を有している構成国。

#### 第4条（反訴）

第3条による申立てが係属している裁判所は、反訴が本規則の適用範囲にある限り、反訴についても管轄権を有する。

#### 第5条（別居から離婚への変更）

第3条を損なうことなく、別居を認める裁判を言い渡した構成国の裁判所は、その構成国の法において定められている限り、別居から離婚に変更することについても管轄権を有する。

#### 第6条（補充的管轄）

- ① 構成国の裁判所の管轄権が、第3条、第4条及び第5条に基づいて発生しない限り、



第2項を留保して、管轄権は、各構成国においてその国の法に従って定まる。

- ② 配偶者の一方がある構成国の領土においてその常居所を有し又はその構成国の国民である場合、この者に対しては、他の構成国の裁判所の手続は、第3条、第4条及び第5条の規準に従ってのみ行うことができる。
- ③ 他の構成国の領土内にその常居所を有する構成国のすべての国民は、その構成国において適用される管轄規定を、その構成国の国民と同様に、構成国の領土内に常居所を有せず、構成国の国籍も有していない申立人の相手方に対して主張することができる。

## 第2節 親責任

### 第7条 (一般的管轄権)

- ① 親責任事件については、子が申立ての時点においてその常居所を有している構成国の裁判所が管轄権を有する。
- ② 第1項は、第8条から第10条までの規定を留保して適用される。

### 第8条 (面会交流権に関する管轄権の維持)

- ① 子がある構成国から他の構成国に適法に転居し、そこで新たな常居所を得たときは、第7条とは異なり、子の転居前の構成国において取得した面会交流権に関する裁判を変更するための管轄権は、その裁判により面会交流権者とされた者が子の従前の常居所の構成国にいる場合には、子の転居後の3ヶ月間は、子の従前の常居所の裁判所に存続する。
- ② 第1項の意味における面会交流権者が、子の新たな常居所の構成国の裁判所の管轄権について異議を述べずに、その構成国の裁判所の手続に関与することによって、これを認めた場合には、第1項は適用されない。

### 第9条 (子の違法な連去り又は留置の事案における管轄権)

第10条を留保した上で、子の違法な連去り又は留置があった場合には、子がそうした状況に至る直前にその常居所を有していた構成国の裁判所は、子が別の構成国において常居所を有し、かつ、以下ようになるまでは、管轄権を有し続ける。

- a) 監護養育権者、当局又はその他の部署が連去り又は留置に同意するまで、又は、
- b) 監護養育権者、当局又はその他の部署が、別の構成国における子の滞在地を知り又は知るべきであった後に、かつ、子がその新たな環境に慣れた後に、少なくとも1年間は、その構成国に滞在して、なお以下の条件の一つを満たすまで。

「改正ブリュッセルⅡ a 規則（2019年6月25日）」

- i) 監護養育権者が子の滞在地を知り又は知るべきであった後の1年以内に、子が連れ去られ又は留置されている構成国の権限ある当局に子の返還の申立てがなされなかったこと、
- ii) 監護養育権者によってなされた返還申立てが取下げられて、かつ、前掲 i) に掲げる期間内に新たな申立てがなされなかったこと、
- iii) 監護養育権者によってなされた返還申立てが、1980年ハーグ条約第13条第1項 b) 又は第13条第2項に掲げられている理由とは別の理由に基づいて構成国の裁判所によって拒否され、かつ、この裁判に対して通常の不申立てがもはやできないこと、
- iv) 子が違法な連去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国において、第29条第3項及び第5項に定めるような、裁判所への訴えがなされなかったこと、
- v) 子が違法な連去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国の裁判所によって、監護養育権の裁判が言い渡されたが、そこでは子の返還が命じられていなかったこと。

第10条（裁判籍の合意）

- ① 構成国の裁判所は、以下の場合に、親責任事件について管轄権を有する。
  - a) 子がその構成国と実質的な関連性をもつ場合であって、特に以下の理由によるとき。
    - i) 親責任の主体の少なくとも一人がそうした構成国にその常居所を有するとき、
    - ii) 子がそうした構成国に従前その常居所を有していたとき、又は、
    - iii) 子がそうした構成国の国籍を有しているとき。
  - b) 当事者並びにそれ以外のすべての親責任の主体が、
    - i) 遅くとも裁判所へ申立てた時点において管轄について任意で合意していること、又は、
    - ii) 手続の過程において管轄権を明示的に承認し、かつ、すべての当事者に裁判所の管轄権について異議を申し立てる権利を知らされていたとき、及び、
  - c) 管轄権を行使することが子の福祉に合致するとき。
- ② 第1項 b) による裁判籍の合意は、関係する当事者によって書面に記載され、日付が付され、かつ署名され、又は、国内法規及手続により裁判調書に記載される。合意を耐久性のある電磁的記録にしたものは、書面による合意に相当する。

裁判所に申立てがあった後に手続の当事者になった者に対しては、申立て後に、そ

うした合意を知らせることとする。その者が異議を申し立てないときは、黙示の合意があったものと看做す。

- ③ 当事者が異なる合意をしている場合を除き、第1項による管轄権は、以下の場合、直ちに終了する。
- a) この手続において言い渡された裁判に対して通常の不服申立てをすることができなくなったとき、又は、
  - b) 手続が他の理由により終了したとき。
- ④ 第1項b) ii)による管轄権は専属的なものである。

#### 第11条（子の所在に基づく管轄権）

- ① 子の常居所を確定することができず、また、第10条による管轄権も定めることができないときは、子が居る構成国の裁判所が管轄権を有する。
- ② 第1項による管轄権は、難民たる子又は常居所のある構成国における紛争によってその国から追放された子にも適用される。

#### 第12条（他の構成国の裁判所への管轄権の移転）

- ① 本案事件の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所は、子が特別な関係を有する他の構成国の裁判所が具体的な事件において子の福祉についてより適切に判断することができると考えた場合には、特段の事情の下で、当事者の一方の申立てにより又は職権で、手続又はその一部を停止し、かつ、
- a) こうした他の構成国の裁判所への手続の係属及び管轄権の移転を教示し、かつ、この裁判所に申立てをさせるため、当事者の一人又は多数に対して期間を定めることができ、又は、
  - b) 他の構成国の裁判所が、第2項により自らが管轄権を有するとの宣言をすることを要請することができる。
- ② こうした他の構成国の裁判所は、事案の特段の事情により子の福祉にかなう場合には、
- a) 第1項a)により申立てがあった後、又は、
  - b) 第1項b)による要請を受け容れた後、
- 6週間以内にみずからに管轄権がある旨の宣言をすることができる。

申立てがあった又は要請を受け容れた裁判所は、みずからに管轄権がある旨を宣言し、最初に申立てのあった裁判所に遅滞なく通知する。申立てがあった又は要請を受け容れた裁判所が管轄権を受け継いだときは、要請をした裁判所は、みずからに管轄権が

ないことを宣言する。

- ③ 最初に申立てのあった裁判所は、
  - a) 第1項 a)により他の構成国の裁判所に申立てをするために当事者に対して定められた期間が経過した後、又は、
  - b) 他の構成国の裁判所が、第1項 b)による要請を受領した後、7週間以内に、他の構成国の裁判所による管轄権の受け継ぎがあった旨の宣言を受領しなかった場合には、なお、みずからの管轄権を維持する。
- ④ 第1項の目的のために、以下の場合には、子は他の構成国と特別な関係を有していると看做される。
  - a) 子が、他の構成国の裁判所が第1項により申立てを受けた後、その構成国において常居所を取得した場合、
  - b) 子が、他の構成国において常居所を有していた場合、
  - c) 子が、他の構成国の国籍を有している場合、
  - d) 親責任の主体が、他の構成国に常居所を有している場合、又は、
  - e) 係争事件が、子の財産の管理若しくは維持又は処分と関係する子の保護措置に関するものであって、かつ、こうした財産が他の構成国の領土内にある場合。
- ⑤ 第10条により裁判所の専属管轄が定められたときは、この裁判所は、他の構成国の裁判所に管轄権を移転することはできない。

#### 第13条（管轄権のない構成国の裁判所による管轄権の移転の要請）

- ① 本規則により管轄権がないけれども、第12条第4項により子が特別な関係を有する構成国の裁判所が、個別の事案において子の福祉をより適切に判断しようと考えた場合において、特段の事情があるときは、この裁判所は、第9条を留保して、子の常居所の構成国の裁判所から管轄権を移転するよう要請することができる。
- ② 第1項による要請を受領後6週間以内に、要請を受けた裁判所は、管轄権の移転が事案の特段の事情により子の福祉にかなうと考えた場合には、その管轄権を移転することに同意することができる。要請を受けた裁判所は、管轄権の移転に同意する場合には、管轄の移転を要請した裁判所にその旨を遅滞なく通知する。期間内に管轄権の移転要請が受け容れられなかった場合には、移転要請をした裁判所には管轄権はない。

#### 第14条（補充管轄）

第7条から第11条の規定に基づいて構成国の裁判所の管轄権が発生しない限り、それぞれの構成国における管轄権は、その構成国の自国法により定まる。

第15条（緊急事態における保護措置を含む仮処分）

- ① 他の構成国の裁判所が本案事件の裁判について管轄権を有する場合であっても、緊急の事案においては、構成国の裁判所は、以下のために、その自国法によって定められている保護措置を含む仮処分について管轄権を有する。
  - a) その構成国に滞在している子のため、又は、
  - b) 子に帰属する財産であって、その構成国に存在するもののため。
- ② 子の保護に必要な限り、本条第1項による措置をとる裁判所は、第7条により管轄権を有する構成国の裁判所若しくは権限ある当局に対して、又は本規則により本案事件の裁判について管轄権を行使する構成国の裁判所に対して、第86条により直接に又は第76条により掲げる中央当局を経由して、遅滞なく通知する。
- ③ 第1項による措置は、本規則により本案事件における裁判について管轄権を有する構成国の裁判所が適切であるとみなす措置をとった際には、直ちに効力を失う。  
この構成国の裁判所は、保護措置を含む仮処分をした裁判所に対して、第86条により直接に又は第76条に掲げる中央当局を経由して、その裁判を通知する。

第16条（先決問題）

- ① 本規則の適用範囲にない事件について構成国の裁判所において下される手続結果が、親責任に関する先決問題の判断に依拠する場合には、その構成国における裁判所は、本規則によりその構成国に管轄権がないときであっても、その手続のために、先決問題を判断することができる。
- ② 第1項による先決問題の判断は、それがなされた手続においてのみ法的効力を生ずる。
- ③ 構成国の裁判所での相続事件において子の名前で行われた又は行われるべき法律行為の効力について裁判所の承諾又は許可を必要とするときは、この構成国における裁判所は、本規則により権限を有しない場合であっても、この法律行為を承諾又は許可するかどうかについて裁判することができる。
- ④ 第15条第2項は準用される。

第3節 共通規定

第17条（裁判所への訴えの提起）

以下の時点において、裁判所は訴えの提起があったものとみなす。

- a) 手続開始書面又はこれに相当する書面が裁判所に提出された時点であって、申立

「改正ブリュッセルⅡ a 規則（2019年6月25日）」

人がその相手方に書面を送達するために必要とされる措置を怠らなかったとき。

- b) そうした書面が裁判所に到達する前に申立人の相手方への送達が奏功した場合には、送達の任に当たる部署が書面を受領した時点であって、申立人が、裁判所に書面を送達するために必要とされる措置を怠らなかったとき。
- c) 裁判所が職権で手続を開始する場合には、手続の開始の決定が裁判所によって行われた時点であって、そうした決定を必要としないときは、事件が裁判所に登録された時点。

第18条（管轄の調査）

構成国の裁判所は、本規則により、本案事件について管轄権を有せず、他の構成国の裁判所がそれについて管轄権を有している場合には、職権で自らに管轄権のないことを宣言しなければならない。

第19条（適法性の審査）

- ① 申立人の相手方が、手続の開始された構成国においてその常居所を有せず、その手続に応訴しない場合は、管轄裁判所は、相手方が手続開始書面又はこれに相当する書面を適時に受領して、防御することができたこと又は防御に必要なあらゆる措置を講ずることができたことが確定されるまでは、その手続を停止しなければならない。
- ② 手続開始書面又はこれに相当する書面が、規則（EG）Nr. 1393/2007（「送達規則」——訳者）の規準に従って、構成国から他の構成国に転達されなければならなかったときは、同規則第19条が、第1項に代わって適用される。
- ③ 規則（EG）Nr. 1393/2007が適用されない場合において、手続開始書面又はこれに相当する書面が、民事及び商事事件における外国における裁判上及び裁判外の書面の送達に関する1965年11月15日ハーグ条約の規準に従って外国に転達されなければならなかったときは、同条約第15条が適用される。

第20条（訴訟係属及び係属手続）

- ① 異なる（複数の）構成国の裁判所に、同一当事者間の離婚、別居又は婚姻の無効・取消しを求める申立てがなされたときは、後に申立てのあった裁判所は、初めに申立てのあった裁判所の管轄権が明らかになるまでは、手続を職権で停止する。
- ② 裁判所の管轄権が第15条のみに基づくものではなく、かつ、異なる構成国の裁判所に同一の請求を理由として親責任事件の手続が係属する場合には、後に申立てのあった裁判所は、初めに申立てのあった裁判所の管轄権が明らかになるまでは、手続を職権で停止する。

- ③ 初めに申立てのあった裁判所の管轄権が確定したならば直ちに、後に申立てのあった裁判所は、初めに申立てのあった裁判所のために、みずからに管轄権のないことを宣言する。
- ④ 第10条による管轄権の承認によって専属管轄が移転された構成国の裁判所に訴えの提起があった場合には、他の構成国の裁判所は、合意又は承認に基づいて訴えの提起があった裁判所が、これらに基づく管轄権が自らにないことを宣言するまでは、手続を停止する。
- ⑤ 第10条による合意又は承認によって裁判所が専属管轄を確定するときは、直ちにその範囲において、その裁判所のために、他の構成国の裁判所は、自らに管轄権のないことを宣言する。

#### 第21条（子の意見表明の権利）

- ① 第2節による管轄権の行使に際しては、構成国の裁判所は、国内法規及び手続に従い、自己の意見を形成する能力のある子に対して、その意見を直接に又は代理人若しくは適切な部署を通じて表明する真のかつ効果的な機会を与えるものとする。
- ② 裁判所は、国内法規及び手続に従い本条による意見表明の機会を子に与えるときは、子の年齢及びその成長に応じて子の意見を正当に重んじる。

### 第3章 国際的な子の奪取

#### 第22条（1980年ハーグ条約による子の返還）

人、当局又はその他の部署が、直接に又は中央当局の援助を受けて、監護養育権の侵害を理由として1980年ハーグ条約に基づいて構成国の裁判所に、16歳未満の子について、その者が違法に連れ去られ若しくは留置されている構成国から、その直前に常居所を有していた構成国に返還することを命ずる裁判を申立てたときは、本規則の第23条から第29条までの規定及び第6章が、同条約を補充して適用される。

#### 第23条（中央当局による申立てに対する対応及び処理）

- ① 受託中央当局は、第22条の意味における1980年ハーグ条約に基づく申立てについて、迅速に処理する。
- ② 受託構成国の中央当局に第22条による申立てがなされたときは、その中央当局は、申立ての受理後5労働日以内にその受領を確認する。中央当局は、不当に遅延することなく、囑託構成国の中央当局又は申立人に対して、申立てに関してなされた若しくはなされる最初の措置について通知し、かつ、さらに必要とされる文書及び情報を求



めることができる。

#### 第24条（迅速な裁判手続）

- ① 第22条による子の返還が申し立てられた裁判所は、申立てに迅速に対応し、かつ、国内法に規定する最も迅速な手続を用いる。
- ② 第1項を損なうことなく、第一審の裁判所は、特段の事情により不可能な場合を除き、申立てがあった後遅くとも6週間以内に裁判を言い渡す。
- ③ 特段の事情により不可能な場合を除き、上級審の裁判所は、必要なすべての手続を実施し、かつ、不服申立てについて審問又はその他の方法により審理した後に、6週間以内に裁判を言い渡す。

#### 第25条（代替的紛争処理）

裁判所は、当事者に対して、直接に又は中央当局の援助を受けて、できるだけ早期の時点で、かつ、手続のあらゆる段階において、調停又はその他の代替的紛争処理を求める意向があるかどうか検討することを促す。ただし、個別の事案において適切ではなく又は手続が不当に遅延する場合は除く。

#### 第26条（返還手続における子の意見表明の権利）

本規則第21条は、1980年ハーグ条約による子の返還手続についても適用される。

#### 第27条（子の返還のための手続）

- ① 裁判所は、子の返還を申し立てた者が審問を受ける機会を与えられなかった場合には、子の返還を拒否することはできない。
- ② 裁判所は、第15条に従って、手続のあらゆる段階において、子と子の返還を申し立てている者とのコンタクトを確保すべきかどうかについて検討することができ、その際には子の福祉を考慮しなければならない。
- ③ 裁判所が子の返還を1980年ハーグ条約第13条第1項b)のみに基づいて拒否すべきであると考えられる場合において、子の返還を求めている当事者が十分な証拠を提出することによって、裁判所に対して子の返還後の保護を保障するための適切な措置がとられているとの心証を得させたとき、又は、その他の方法によって裁判所がそうした心証を得たときには、裁判所は、子の返還を拒否しないものとする。
- ④ 本条第3項の目的のために、裁判所は、第86条により直接に又は中央当局の援助を受けて、子が違法な連去り若しくは留置の直前にその常居所を有していた構成国の権限ある当局と連絡をとることができる。
- ⑤ 裁判所は、子の返還を命ずる場合に、必要があるときは、1980年ハーグ条約第13条

第1項b)の意味における重大な危険から子を保護するために、本規則第15条による仮処分を含む仮の措置をとることができる。ただし、この措置の審理及び命令が返還手続を不当に遅延させないときに限る。

- ⑥ 子の返還を命ずる裁判については、子の返還が子の福祉を理由として不服申立ての裁判に先立って必要である場合には、不服申立ての提起を顧慮せずに仮執行宣言を付することができる。

#### 第28条 (子の返還を命ずる裁判の執行)

- ① 執行について権限ある当局は、他の構成国へ子を返還することを命じた裁判の執行の申立てがあったときには、その申立てを迅速に処理する。
- ② 第1項による裁判が執行手続の開始日の翌日から6週間以内に執行されなかったときは、執行を求める当事者又は執行構成国の中央当局は、執行について権限ある当局に対して、その遅延の理由について報告を求める権利を有する。

#### 第29条 (1980年ハーグ条約第13条第1項b)及び第13条第2項によって子の返還の拒否があった後の手続)

- ① 本条は、他の構成国への子の返還を拒否した裁判が、1980年ハーグ条約第13条第1項b)又は第13条第2項のみに基づいている場合に適用される。
- ② 第1項による裁判をした裁判所は、附属文書Iに掲げる書式を用いて、職権で証明書を発行する。証明書は、裁判を作成した言語によって記載され、発行される。証明書は、当事者が望むEUの機関の他の公用語によっても発行することができる。このことは、証明書を発行する裁判所に対して、テキストファイル形式の翻訳可能な内容の翻訳又は字訳を提供することを義務づけるものではない。
- ③ 裁判所が第1項による裁判をする時点において、子が違法な連去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国の裁判所が、すでに監護養育権を審理する手続に関与していた場合には、第1項による裁判をする裁判所は、この手続を知ったときには、その構成国の裁判所(連去りの直前に子の常居所があった構成国の裁判所——訳者)に対して直接に又は中央当局を経由して、第1項による裁判から1ヶ月以内に以下の書面を送達する。
- a) 第1項による裁判の謄本、
  - b) 第2項により発行された証明書、
  - c) 必要な場合には、審問の調書、要約又は控え、及びその他の重要と考えるすべての記録。

- ④ 子が違法な連去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国の裁判所は、必要な場合には、当事者に対して、第91条に従い、第1項の裁判の翻訳又は字訳及び本条第3項c)による証明書に添付されたすべての他の書面の提出を求めることができる。
- ⑤ 第3項に掲げる場合とは異なる場合において、当事者の一方が、第1項による裁判の通知後3ヶ月以内に、子が違法な連去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国の裁判所に対して監護養育権の審理を求めたときは、その当事者は、裁判所に以下の文書を提出する。
  - a) 第1項による裁判の謄本、
  - b) 第2項により発行された証明書、及び
  - c) 子の返還を拒否した裁判所における審問の調書、要約又は控え。
- ⑥ 子を返還しないとす第1項による裁判を損なうことなく、第3項及び第5項による手続において言い渡される監護養育権の裁判であって、子の返還の効果を伴うものは、第4章により他の構成国において執行力を有する。

## 第4章 承認及び執行

### 第1節 承認及び執行に関する総則規定

#### 第1款 承認

#### 第30条（裁判の承認）

- ① 構成国において言い渡された裁判は、承認について特別の手続を必要とせず、他の構成国において承認される。
- ② 第3項を損なうことなく、他の構成国において言い渡された、離婚、別居又は婚姻の無効・取消しの裁判について、その構成国の法に従って不服申立てが尽きている場合には、こうした裁判に基づいて構成国の戸籍（civilstatus record, Personenstandsbücher）を改訂するために特別の手続を必要としない。
- ③ 利害関係を有する当事者は、第59条から第62条までの規定並びに必要なならば本章第5節及び第6章による手続に従って、第38条及び第39条に掲げる承認の拒否事由がないことを確認する裁判を申し立てることができる。
- ④ 第103条により各構成国から欧州委員会に通知のあった土地管轄を有する裁判所は、本条第3項による手続が開始される構成国の国内法により定まる。
- ⑤ 構成国の裁判所の訴訟において、裁判の承認の問題が先決問題として判断されるべ

きときは、この裁判所がこれについて判断することができる。

第31条（承認のために提出すべき書面）

- ① ある構成国において、他の構成国で言い渡された裁判を主張しようとする当事者は、以下のものを提出しなければならない。
  - a) 裁判の正本であって、その成立の真正に必要とされる要件を満たしているもの、及び、
  - b) 第36条による証明書。
- ② 他の構成国で言い渡された裁判が主張される裁判所又は権限ある当局は、必要な場合、この裁判を主張する当事者に対して、本条第1項b)による証明書のテキストファイル形式の翻訳可能な内容の第91条による翻訳又は字訳を提出するよう求めることができる。
- ③ 他の構成国で言い渡された裁判が主張される裁判所又は権限ある当局は、翻訳又は字訳なくしては手続を続行することができないときは、当事者に対して、証明書テキストファイル形式の翻訳可能な内容の翻訳又は字訳に付随して、裁判の第91条による翻訳又は字訳したものの提出を求めることができる。

第32条（書面の不備）

- ① 第31条第1項に掲げる書面が提出されない場合は、裁判所又は権限ある当局は、その提出のための期間を定め、その書面に相当する書面を受領し、又はすでに十分な情報を得ていると考えるときは、提出を放棄することができる。
- ② 裁判所又は権限ある当局の求めがあるときは、そうした書面について第91条による翻訳又は字訳を提出する。

第33条（手続の停止）

他の構成国で言い渡された裁判が主張される裁判所は、以下の場合において、手続の全部又は一部を停止することができる。

- a) 原構成国において裁判に対して通常の不服申立てが提起された場合、又は、
- b) 裁判に対して、第38条及び第39条による不承認事由のないことが申し立てられ、又はこれら不承認事由の一つに基づいて承認を拒否すべきことが申し立てられている場合。

## 第2款 執行力及び執行

### 第34条（執行力ある裁判）

- ① 親責任事件において構成国で言い渡された裁判であって、その構成国において執行力があるものは、他の構成国において、執行宣言を必要とせずに執行することができる。
- ② 面会交流権に関する裁判を他の構成国において執行するために、原構成国の裁判所は、不服申立ての提起に関係なく、仮執行宣言を付することができる。

### 第35条（執行のために提出すべき書面）

- ① 構成国において、他の構成国において言い渡された裁判を執行すべき場合は、執行を求める当事者は、執行について権限ある当局に以下の書面を提出しなければならない。
  - a) 裁判の正本であって、その成立の真正に必要とされる要件を満たしているもの、及び
  - b) 第36条による証明書。
- ② 構成国において、他の構成国において言い渡された仮の措置を含む仮処分を命ずる裁判を執行すべき場合は、執行を求める当事者は、執行について権限ある当局に以下の書面を提出しなければならない。
  - a) 裁判の正本であって、その成立の真正に必要とされる要件を満たしているもの、
  - b) 第36条による証明書であって、裁判が原構成国において執行力を有し、かつ、原裁判所が、
    - i) 本案について管轄権を有していること、又は、
    - ii) 第15条に係る第27条第5項による措置を命じていること、を証明するもの、及び、
  - c) その措置が申立人の相手方を呼び出すことなく命じられた場合には、裁判の送達  
の証明書。
- ③ 執行について権限ある当局は、必要な場合、執行を求める当事者に対して、執行されるべき義務が記載されている証明書のテキストファイル形式の内容を第91条により翻訳又は字訳したものの提出を求めることができる。
- ④ 執行について権限ある当局は、裁判の翻訳又は字訳なくしては手続を続行することができない場合、執行を求める当事者に対して、第91条による翻訳又は字訳の提出を命ずることができる。

### 第3款 証明書

#### 第36条 (証明書の発行)

- ① 第103条により欧州委員会に通知のあった原構成国の裁判所は、当事者の申立てにより、以下に関する証明書を発行する。
  - a) 附属文書Ⅱの定型書式を用いた婚姻事件の裁判、
  - b) 附属文書Ⅲの定型書式を用いた親責任事件の裁判、
  - c) 附属文書Ⅳの定型書式を用いた、第2条第1項a)による裁判であって、子の返還を命ずるもの、及び、必要な場合には、その裁判に付した仮処分であって、第27条第5項により保護措置を含むものを命ずる裁判。
- ② 証明書は、裁判が作成された言語で記載し、発行する。証明書は、欧州連合の機関の他の公用語で、当事者が希望するものでも発行することができる。このことは、証明書を発行する裁判所に対して、テキストファイル形式の内容の翻訳又は字訳の提供を義務づけるものではない。
- ③ 証明書の発行に対して不服申立てはできない。

#### 第37条 (証明書の訂正)

- ① 第103条により欧州委員会に通知のあった原構成国の裁判所は、実体上の瑕疵又は脱漏のために執行すべき裁判と証明書との間に不一致がある場合は、申立てにより証明書を訂正し、又は職権で証明書を訂正することができる。
- ② 証明書の訂正のための手続については、原構成国の法が適用される。

### 第4款 承認及び執行の拒否

#### 第38条 (婚姻事件における裁判の承認の拒否事由)

離婚、別居又は婚姻の無効・取消しに関する裁判の承認は、以下の場合には、拒否される。

- a) 承認が、それが求められている構成国の公の秩序に明らかに抵触する場合、
- b) 手続に応じなかった申立人の相手方に対して、手続開始書面又はこれに相当する書面が適時に、かつ、相手方が防御しうる方法で送達されなかった場合。ただし、相手方が裁判について明白に了知していることが確定される場合を除く。
- c) 裁判が、承認が求められている構成国における同一当事者間の手続において言い渡された裁判と抵触する場合、又は、
- d) 裁判が、他の構成国又は第三国において同一当事者間で言い渡された従前の裁判

「改正ブリュッセルⅡ a 規則（2019年6月25日）」

と抵触する場合。ただし、従前の裁判が、承認が求められている構成国においてその承認に必要な要件を満たしているときに限る。

第39条（親責任事件における裁判の承認の拒否事由）

- ① 親責任事件における裁判の承認は、以下の場合には、拒否される。
  - a) 承認が、子の福祉を考慮したときに、それが求められている構成国の公の秩序に明らかに抵触する場合、
  - b) 手続に応じなかった者が、手続開始書面又はこれに相当する書面を、適時に、かつ、防御できるような方法で送達されなかった場合。ただし、その者が裁判について明白に了知していることが確定される場合を除く、
  - c) ある者が、親責任に関する裁判について、審問を受ける機会なく言い渡されたことを理由として承認の拒否を申し立てている場合、
  - d) 裁判が、承認を求められている構成国において親責任に関して言い渡された事後の裁判と抵触する場合であって、かつ、その限りにおいて、
  - e) 裁判が、子の常居所がある他の構成国又は第三国において親責任に関して言い渡された事後の裁判と抵触する場合であって、かつ、その限りにおいて。ただし、事後の裁判が、承認が求められている構成国においてその承認のために必要とされる要件を満たしているときに限る。又は、
  - f) 第82条の手続が遵守されなかった場合。
- ② 親責任事件における裁判については、自己の意見形成をなしうる子が第21条による意見表明の機会を与えられずに言い渡された場合、承認を拒否することができる。ただし、以下の場合を除く。
  - a) その手続が子の財産にのみ関係し、手続の対象を考慮した場合に、子に意見表明の機会を与える必要がなかったとき、又は、
  - b) 重大な事由、特に事案の緊急性を考慮すべきとき。

第40条（承認の拒否のための手続）

- ① 第59条から第62条までの規定並びに一適切な限り一本章第5節及び第6章による手続は、承認の拒否の申立てに準用する。
- ② 第103条により各構成国から欧州委員会に通知のあった土地管轄を有する裁判所は、承認の拒否のための手続が開始される構成国の法により定められる。

第41条（親責任事件における裁判の執行の拒否事由）

第56条第6項を損なうことなく、第39条による承認の拒否事由の一つがあると確定さ



れる場合には、親責任事件における裁判の執行は拒否される。

## 第2節 特権を付与された裁判の承認及び執行

### 第42条 (適用範囲)

- ① 本節は、以下の種類の裁判について適用される。ただし、その裁判が原構成国において第47条により証明された場合に限る。
  - a) 面会交流権に限って認める裁判、及び、
  - b) 第29条第6項による裁判であって、子の返還に限って命ずるもの。
- ② 本節は、当事者が本章第1節における承認及び執行に関する規定に従って第1項による承認及び執行を求めることを妨げるものではない。

### 第1款 承認

#### 第43条 (承認)

- ① 構成国において言い渡された第42条第1項の意味における裁判は、特別の手続を必要とせずにかつ、承認に対して不服申立てをすることができず、その他の構成国において承認される。ただし、その裁判が、第50条の意味における事後の裁判に抵触すると確定される場合は除く。
- ② 構成国において、他の構成国において言い渡された第42条第1項の意味における裁判を主張しようとする当事者は、以下のものを提出しなければならない。
  - a) 裁判の正本であって、その成立の真正に必要とされる要件を満たしているもの、及び、
  - b) 第47条による証明書。
- ③ 第31条第2項及び第3項を準用する。

#### 第44条 (手続の停止)

他の構成国において言い渡された第42条第1項の意味における裁判が主張された裁判所は、以下の場合、手続を全部又は一部停止することができる。

- a) 裁判が第50条の意味における事後の裁判と抵触する、との主張のある申立てがなされた場合、又は
- b) 執行されるべき当事者が、第47条による証明書の取消しを第48条に従って申立てた場合。

## 第2款 執行力及び承認

### 第45条（執行力ある裁判）

- ① 構成国において言い渡され、かつ、その国において第42条第1項の意味における執行力のある裁判は、本節により、執行宣言を必要とせずに、他の構成国において執行力を有する。
- ② 原構成国の裁判所は、他の構成国において言い渡された第42条第1項 a) の意味における裁判を執行するために、不服申立てがなされていても、仮執行宣言を付することができる。

### 第46条（執行のために提出されるべき書面）

- ① 構成国において、他の構成国において言い渡された第42条第1項の意味における裁判が執行されるべきときは、執行を求める当事者は、執行について権限のある当局に以下のものを提出しなければならない。
  - a) 裁判の正本であって、その成立の真正に必要とされる要件を満たしているもの、及び
  - b) 第47条による証明書。
- ② 構成国において、他の構成国において言い渡された第42条第1項 a) の意味における裁判が執行されるべき場合は、執行について権限ある当局は、申立人に対して、必要な場合、執行されるべき義務を記載した証明書のテキストファイル形式の内容を第91条により翻訳又は字訳したものの提出を求めることができる。
- ③ 構成国において、他の構成国において言い渡された第42条第1項の意味における裁判が執行されるべき場合、執行について権限ある当局は、裁判の第91条による翻訳又は字訳なくしては手続を続行することができないときには、申立人に対して、その提出を求めることができる。

## 第3款 特権を付与された裁判の証明書

### 第47条（証明書の発行）

- ① 第42条第1項の意味における裁判を言い渡した裁判所は、当事者の申立てに基づいて、以下に関する証明書を発行する。
  - a) 附属文書Vの定型書式を用いた面会交流権に関する裁判、
  - b) 第29条第6項により言い渡した、子の返還の効果を伴う監護養育権の裁判であって、附属文書VIを用いたもの。

- ② 証明書は、裁判が作成された言語により記載し、発行する。証明書は、欧州連合の機関の他の公用語であって、当事者が希望するものによっても、発行することができる。このことは、証明書を発行した裁判所に対して、テキストファイル形式の内容の翻訳又は字訳の提供を義務づけるものではない。
- ③ 裁判所は、以下の要件を満たす場合にのみ、証明書を発行する。
- a) すべての関係者が、審問を受ける機会をもったこと、
  - b) 子に対して、第21条により意見表明の機会が与えられたこと、
  - c) 裁判が欠席手続において言い渡された場合には、
    - i) 手続に応じなかった関係当事者に対して、手続開始書面又はこれに相当する書面が適時に、又はその者が防御できるように送達されたこと、又は
    - ii) 手続に応じなかった当事者が、裁判を明確に了知していることが確定されること。
- ④ 本条第3項を留保して、第42条第1項b)の意味における裁判の証明書は、裁判所が、1980年ハーグ条約第13条第1項b)又は第13条第2項により他の構成国において言い渡された従前の裁判の基礎となった理由及び事実を考慮している場合にのみ発行される。
- ⑤ 証明書は、裁判の執行力の枠内においてのみ有効なものとする。
- ⑥ 証明書の発行については、第48条に掲げる理由に基づいてのみ不服申立てができる。

第48条（証明書の訂正及び取消し）

- ① 第103条により欧州委員会に通知のあった原構成国の裁判所は、執行すべき裁判と証明書との間に実体的な瑕疵又は脱漏のために不一致がある場合に限り、証明書を申立てにより訂正し、又は職権で訂正することができる。
- ② 本条第1項による裁判所は、証明書が第47条に定められている要件に照らして、不当に発行された場合には、申立てにより又は職権で証明書を取消す。第49条を準用する。
- ③ 不服申立てを含む証明書の訂正又は取消しの手続は、原構成国の法に従う。

第49条（執行力の停止又は制限に関する証明書）

- ① 第47条により証明のあった裁判が執行力を失い又は執行力を停止若しくは制限された場合にはその限りにおいて、第103条により欧州委員会に通知のあった原構成国の裁判所にいつでも可能な申立てをすることによって、執行力の停止又は制限に関する証明書は、附属文書Ⅶを用いて発行される。

- ② 証明書は、欧州連合の機関の公用語であって、当事者が希望するものによっても発行することができる。このことは、証明書を発行した裁判所に対して、テキストファイル形式の内容の翻訳又は字訳の提供を義務づけるものではない。

#### 第4款 承認及び執行の拒否

##### 第50条（裁判の抵触）

第42条第1項による裁判の承認及び執行は、同一の子のための親責任事件に関する事後の裁判であって、以下のものと抵触する場合に、かつ、その限りにおいて、拒否される。

- a) 承認が求められるべき構成国において言い渡された事後の裁判、又は
- b) 子の常居所のある他の構成国又は第三国における事後の裁判であって、承認が求められるべき構成国において承認のために必要とされる要件を満たしているもの。

### 第3節 執行の総則規定

#### 第1款 執行

##### 第51条（執行手続）

- ① 本節の諸規定を留保して、他の構成国において言い渡された裁判の執行手続については、執行構成国の法が規準となる。第41条、第50条、第56条及び第57条を損なうことなく、構成国において言い渡された裁判であって、原構成国において執行力を有するものについては、執行構成国において、そこで言い渡された裁判と同様の条件の下で執行される。
- ② 他の構成国において言い渡された裁判の執行を求める当事者に対して、執行構成国において郵便用アドレスを設けることを求めることはできない。この者に対して執行構成国において代理人を選任するよう求めることができるのは、執行構成国の法によって、当事者の国籍に関係なくそうした代理人の定めがある場合に限られる。

##### 第52条（執行について権限ある当局）

執行の申立ては、執行構成国の法により執行について権限を有し、かつ、第103条によりこの構成国から欧州委員会に通知のあった当局に行わなければならない。

##### 第53条（一部執行）

- ① 裁判の執行を求める当事者は、裁判の一部の執行を申し立てることができる。
- ② 裁判によって複数の請求について裁判がなされ、かつ、そのうちの一つ又は複数に

について執行が拒否されたとしても、拒否されなかった裁判の部分については執行することができる。

- ③ 本条の第1項及び第2項は、子の返還を命ずる裁判を執行することについては適用されない。ただし、1980年ハーグ条約第13条第1項b)の意味における危険から子を保護するために命ぜられた保護措置を含む仮処分を執行する場合については除く。

#### 第54条（面会交流権の行使の方法）

- ① 執行について権限ある執行構成国の当局又は裁判所は、面会交流権の行使に関して、本案の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所の裁判において、必要とされる措置がそもそもなされず又は十分ではなく、かつ、その限りにおいて裁判の重要な内容を欠いている場合には、面会交流権の行使の方法を定めることができる。
- ② 第1項により定められた方法は、本案の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所がその後裁判を言い渡した後は効力を失う。

#### 第55条（証明書及び裁判の送達）

- ① 他の構成国において言い渡された裁判が執行されるべきときは、執行されるべき者に対して、第36条又は第37条により作成された証明書が、最初の執行処分に先立って送達される。裁判がこの者に未だ送達されていないときは、裁判に証明書を添付し、また、必要な場合には、第54条第1項による方法の細目も証明書と一緒に添付される。
- ② 原構成国とは別の構成国に送達をしなければならないときは、執行されるべき者は、次の場合において、以下の書面の翻訳又は字訳を求めることができる。
- すなわち、執行されるべき者が理解する言語によっても、その者が常居所を有する構成国の言語によっても、その者の常居所地の公用語の一つ若しくは複数（当該構成国に複数の公用語があるとき）によっても作成されておらず、また、これらの言語のうちの一つによる翻訳も備えていない場合においては、
- a) 執行に異議を申立てるための裁判の翻訳又は字訳、
- b) 必要な場合には、第47条により発行された証明書のテキストファイル形式の翻訳可能な内容。
- ③ 第2項により翻訳又は字訳の要求があった場合には、保護措置を除き、執行されるべき者が翻訳又は字訳を使用できるまでは、執行処分を行うことはできない。
- ④ 第2項及び第3項は、執行されるべき者に対して、裁判及び必要な場合には第1項による証明書が、翻訳又は字訳に関する第2項の要件を満たして、すでに送達済みである限り、適用されない。

第2款 執行手続の停止及び執行の拒否

第56条（停止及び拒否）

- ① 裁判の執行力が原構成国において停止されている場合、執行構成国において執行について権限ある当局又は裁判所は、職権で、又は執行されるべき者の申立てに基づいて若しくは国内法に規定されている場合には関係する子の申立てに基づいて、執行手続を停止する。
- ② 執行について権限のある執行構成国の当局又は裁判所は、執行されるべき者の申立てに基づいて、又は、国内法に規定されている場合には関係する子の申立てに基づいて、以下の理由の一つに基づいて、執行手続を全部又は一部停止することができる。
  - a) 原構成国において裁判に対して通常の不服申立てがなされたこと、
  - b) a)による通常の不服申立て期間が経過していないこと、
  - c) 第41条、第50条又は第57条により執行の拒否を求める申立てがなされたこと、
  - d) 執行されるべき者が、第48条により、第47条による証明書の取消しを求めていること。
- ③ 執行について権限ある当局又は裁判所は、第2項b)に掲げる理由に基づいて執行手続を停止するときは、不服申立てを提起すべき期間を定めることができる。
- ④ 例外的な場合において、執行について権限ある当局又は裁判所は、執行されるべき当事者の申立てに基づいて、又は国内法に規定されているときには関係する子の申立て若しくは子の福祉を司る利害関係者の申立てに基づいて、執行が——裁判の発令後に生じた——一時的な障害又は他の著しい事情の変更のために子にとって身体的又は精神的な損害の重大な危険をもたらすであろう場合には、執行手続を停止することができる。

執行は、身体的又は精神的な損害の重大な危険が存しなくなった場合には直ちに再開される。

- ⑤ 執行について権限ある当局又は裁判所は、第4項の場合において、第6項により執行を拒否するに先立って、執行が国内の法規及び手続並びに子の福祉と調和することを可能にするための適切な措置を講ずる。
- ⑥ 第4項に掲げる重大な理由が継続するものであるときは、執行について権限ある当局又は裁判所は、申立てに基づいて、裁判の執行を拒否することができる。

第57条（国内法による執行の停止又は拒否の理由）

執行構成国の法において規定されている執行の停止又は拒否の理由は、それらが第41

条、第50条及び第56条の適用と抵触しない限り適用される。

第58条（執行の拒否について権限ある当局又は裁判所）

- ① 第39条に基づく執行の拒否を求める申立ては、第103条により各構成国から欧州委員会に通知されている裁判所にしなければならない。本規則に定めるその他の若しくは許容されている別な理由に基づく執行の拒否を求める申立ては、第103条により各構成国から欧州委員会に通知された当局又は裁判所にしなければならない。
- ② 第103条により各構成国から欧州委員会に通知されている土地管轄を有する当局又は土地管轄を有する裁判所は、本条第1項による手続が開始される構成国の法によって定められる。

第59条（執行の拒否を求める申立て）

- ① 執行の拒否の申立ての手続については、本規則による定めがない限り、執行構成国の法が規準となる。
- ② 申立人は、執行について権限ある当局又は裁判所に、裁判の正本、及び、必要な場合には可能な限り、第36条又は第47条により発行された証明書を提出する。
- ③ 執行について権限ある当局又は裁判所は、必要な場合、申立人に対して、第36条又は第47条により発行され、かつ、執行すべき義務を記載した証明書のテキストファイル形式の内容の第91条による翻訳又は字訳の提出を求めることができる。
- ④ 執行について権限ある当局又は裁判所は、裁判の翻訳又は字訳のないままでは手続を続行することができない場合、申立人に対して、第91条に従った翻訳又は字訳の提出を求めることができる。
- ⑤ 執行について権限ある当局又は裁判所は、以下の場合、第2項に掲げる書面の提出を放棄することができる。
  - a) 当局又は裁判所にその書面がすでに存在する場合、又は
  - b) 申立人に対してその書面の提出を求めることが合理的でないと考えられる場合。

上記b)に掲げる場合、執行について権限ある当局又は裁判所は、他の当事者に対して、その書面の提出を求めることができる。
- ⑥ 他の構成国において言い渡された裁判の執行の拒否を求める当事者に対しては、執行構成国において郵便用アドレスを設けることを要求することはできない。この者に対して執行構成国において代理人を選任するよう要求することができるのは、執行構成国の法によって、当事者の国籍に関係なくそうした代理人の定めがある場合に限られる。



第60条（迅速な手続）

執行について権限ある当局又は裁判所は、執行の拒否の申立てに関する手続を不当に遅延することなく行う。

第61条（異議又は不服申立て）

- ① いずれの当事者も、執行の拒否を求める申立てに関する裁判について異議を述べ、あるいは不服申立てをすることができる。
- ② 異議又は不服申立ては、第103条により、そうした異議又は不服申立てを提起すべき当局又は裁判所として執行構成国から欧州委員会に通知のあった当局又は裁判所に対して行う。

第62条（再度の異議又は不服申立て）

異議又は不服申立てに関して言い渡された裁判に対しては、どのような裁判所に再度の異議又は不服申立てをしなければならないかについて、第103条により当該構成国から欧州委員会に通知があった場合に限り、故障（further challenge, Einspruch）の申立てをすることができる。

第63条（手続の停止）

- ① 執行について権限ある当局又は裁判所であって、執行の拒否を求める申立て又は第61条若しくは第62条による不服申立てに関与する当局又は裁判所は、以下の理由の一つに基づいて手続を停止することができる。
  - a) 原構成国において裁判に対して通常の不服申立てがなされたこと、
  - b) a)による通常の不服申立ての期間が未だ経過していないこと、又は
  - c) 執行されるべき者が、第48条に従って、第47条による証明書の取消しを求めていること。
- ② 執行について権限ある当局又は裁判所が、第1項b)に掲げる理由に基づいて手続を停止するときは、不服申立てを提起すべき期間を定めることができる。

第4節 公の証書及び合意

第64条（適用範囲）

本節は、離婚、別居及び親責任事件において、第2章により裁判所の管轄権が認められるべき構成国において正規に作成され又は登録された公の証書、並びに、第2章により裁判所の管轄権が認められるべき構成国において登録された合意について適用される。

第65条（公の証書及び合意についての承認及び執行）

- ① 別居及び離婚に関する公の証書及び合意であって、原構成国において法的拘束力を有するものは、他の構成国において特別の手続を必要とせずに承認される。本章第1節は、本節において異なる定めがない限り、準用される。
- ② 親責任事件における公の証書及び合意であって、法的拘束力を有し、かつ、原構成国において執行力を有するものは、他の構成国において、執行宣言を必要とせずに、承認及び執行される。本章第1節及び第3節は、本節において異なる定めがない限り、準用される。

第66条（証明書）

- ① 第103条により欧州委員会に通知のあった原構成国の裁判所又は権限ある当局は、当事者の申立てに基づいて、以下の公の証書又は合意に関する証明書を発行する。
  - a) 婚姻事件においては、附属文書Ⅷの書式を用いたもの、
  - b) 親責任事件においては、附属文書Ⅸの書式を用いたもの。
    - b)に掲げる証明書については、公の証書又は合意に記載された執行力のある義務の要約を含むものとする。
- ② 証明書は、以下の要件を備えている場合にのみ発行することができる。
  - a) 公の証書の正規の作成若しくは登録又は合意の登録について、当局又は他の部署に対して権限を与えた構成国が、第2章により管轄権を有していたこと、及び、
  - b) 公の証書又は合意がこの構成国において法的拘束力を有すること。
- ③ 第2項を損なうことなく、親責任事件における証明書は、公の証書又は合意が子の福祉に反する内容を示すものであるときには発行することができない。
- ④ 証明書は、公の証書又は合意において記載された言語により作成される。証明書は、欧州連合の機関の他の公用語であって、当事者が希望するものによっても発行することができる。このことによって、証明書を発行する裁判所又は当局は、テキストファイル形式の内容の翻訳又は字訳を提供することを義務づけられるものではない。
- ⑤ 証明書が提出されないときは、公の証書又は合意は、他の構成国において承認又は執行されない。

第67条（証明書の訂正及び取消し）

- ① 原構成国の権限ある当局又は裁判所であって、第103条により欧州委員会に通知のあったものは、公の証書又は合意と証明書との間に、実体的な不備又は脱漏による不一致がある場合は、証明書を申立てに基づいて訂正し、又は職権で訂正することがで

きる。

- ② 本条第1項による裁判所又は権限ある当局は、第66条に定める要件に照らして、証明書が不正に作成された場合には、申立てにより又は職権で証明書を取り消す。
- ③ 何らかの不服申立てを含む、証明書の訂正又は取消しのための手続は、原構成国の法に従う。

第68条（承認又は執行の拒否事由）

- ① 別居又は離婚に関する公の証書又は合意の承認は、以下の場合、拒否される。
  - a) 承認が、それが求められている構成国の公の秩序に明らかに抵触する場合、
  - b) 承認が、それが求められている構成国における同一当事者間の裁判、公の証書又は合意と抵触する場合、又は
  - c) 承認が、他の構成国又は第三国において同一当事者間に言い渡された従前の裁判、公の証書又は合意に抵触する場合。ただし、それらが、承認が求められている構成国における承認に必要な要件を満たしているときに限る。
- ② 親責任事件における公の証書又は合意の承認又は執行は、以下の場合、拒否される。
  - a) 子の福祉に鑑みて、承認が、それが求められている構成国の公の秩序に明らかに抵触する場合、
  - b) 公の証書又は合意が親責任に関するものであって、公の証書が作成若しくは登録され又は合意が締結若しくは登録されたけれども、当人の関与がなかったとの理由で、その者が承認の拒否を申立てている場合、
  - c) 裁判が、承認又は執行が求められるべき構成国において発出された、親責任事件における事後の裁判、事後の公の証書又は事後の合意と抵触する場合であって、かつ、その範囲において。
  - d) 裁判が、子の常居所地がある他の構成国又は第三国において発出された事後の裁判、事後の公の証書又は事後の合意と抵触する場合であって、かつ、その範囲においてであり、事後の裁判、事後の公の証書又は事後の合意が、承認又は執行が求められるべき構成国においてその承認に必要なとされる要件を満たしているときに限る。
- ③ 親責任事件における公の証書又は合意の承認又は執行は、自己の意見を形成する能力のあった子に対して意見表明の機会を与えることなく、公の証書が正規に作成され若しくは登録され又は合意が登録された場合には、拒否することができる。

## 第5節 その他の規律

### 第69条（原構成国の裁判所の管轄権の事後審査の禁止）

原構成国の裁判所の管轄権については、事後に審査することはできない。第38条 a) 及び第39条 a) に従った公序との合致の審査は、第3条から第14条までの管轄規定に対しては及ばない。

### 第70条（適用すべき法について相違）

婚姻事件における裁判の承認をめぐって、承認が求められている構成国の法によれば同一の事実関係の下では離婚、別居又は婚姻の無効・取消しは認められない、という理由により承認を拒否することはできない。

### 第71条（実質的再審査の禁止）

他の構成国において言い渡された裁判は、いかなる場合でも事件それ自体について事後審査をすることは許されない。

### 第72条（特定の構成国における不服申立て）

裁判がアイルランド、キプロス又は連合王国において言い渡されたときは、原構成国において認められるすべての不服申立ては、本章の意味における通常の不服申立てとみなされる。

### 第73条（費用）

本章は、本規則により開始された手続の費用の確定及び費用の確定決定の執行についても適用される。

### 第74条（訴訟費用の援助）

- ① 申立人が原構成国において訴訟救助又は費用免除の全部又は一部を受けたときは、これらに関して、第30条第3項、第40及び第59条による手続において、執行構成国の法が定めている有利な取扱いを受ける。
- ② 申立人が原構成国において、第103条により欧州委員会に通知のあった行政庁の無償手続を求めた場合は、第30条第3項、第40条及び第59条に定めるすべての手続において、本条第1項による訴訟救助の請求権を有する。この目的のために、この当事者は、原構成国の権限ある当局によって作成された書面であって、訴訟救助又は費用・手数料の全部若しくは一部の免除を請求できるための経済的要件が満たされていることを証明するものを提出しなければならない。

### 第75条（担保の提供、供託）

ある構成国において他の構成国で言い渡された裁判の執行を求める当事者に対して、

その者が外国国籍であること又は執行構成国において常居所を有していないことを理由として、その名称を問わず担保の提供又は供託を求めることはできない。

## 第5章 親責任事件における(司法)協力

### 第76条（中央当局の指定）

各構成国は、一つ又は複数の中央当局を指定し、親責任事件において本規則を適用するに際して支援をし、かつ、中央当局のそれぞれの土地管轄又は事物管轄を定める。構成国が複数の中央当局を定めた場合は、通知は、原則として、管轄中央当局に直接に宛てて行ふ。通知が、管轄権のない中央当局に宛てて行われた場合は、この中央当局は、通知を管轄中央当局に転送し、通知を行った者に対して転送したことを知らせる。

### 第77条（中央当局の一般的役割）

- ① 中央当局は、親責任事件において利用が可能な国内の法規及び手続並びにサービスに関する情報を提供し、本規則の適用を促進するために必要と考える措置を講ずる。
- ② 中央当局は、本規則の目的を実現するために、協力し、構成国の権限ある当局との協力を促進する。
- ③ 第1項及び第2項の目的のために、民事及び商事事件のための欧州司法ネットを利用することができる。

### 第78条（中央当局を経由した嘱託の送付）

- ① 中央当局は、本規則の目的を実現するために、個別の事件において他の構成国の中央当局の嘱託に対して協力をする。
- ② 本章による嘱託は、裁判所又は権限ある当局によって行うことができる。第79条c)及びg)並びに第80条第1項c)による嘱託は、親責任の主体によっても行うことができる。
- ③ 緊急の場合を除き、第86条を損なうことなく、本章による嘱託は、嘱託裁判所若しくは嘱託権限のある当局の構成国の中央当局に宛てて又は申立人の常居所の構成国の中央当局に宛てて提出する。
- ④ 本条によって、中央当局又は権限ある当局は、一つ又は複数の他の構成国の中央当局若しくは権限ある当局と合意若しくは協定を結ぶこと、又は、これを維持すること妨げられることはなく、これら相互の関係において直接に連携することを認められる。
- ⑤ 本章によって、親責任の主体は、他の構成国の裁判所に直接に申立てをすることを妨げられない。

- ⑥ 第79条及び第80条は、中央当局に対して、受託構成国の法によって裁判所に専属的に帰属している権限を行使することを義務づけるものではない。

第79条（受託中央当局の特別な役割）

受託中央当局は、以下のことのために、直接に、又は裁判所、権限ある当局又は他の部署を通じて、あらゆる適切な措置を講ずる。

- a) 子が受託構成国の領土内にいるであろうこと及び本規則による申立て又は囑託を実施するために関係する情報を必要とすると思われる場合に、その国内の法規及び手続に従い、子の滞在地を調査する際に支援をすること、
- b) 第80条による親責任事件において重要である情報を入手し、交換すること、
- c) 親責任の主体であって、受託中央当局の領域で面会交流権及び子の返還に関する裁判の承認及び執行を求めている者に対して、情報及び支援を提供し、必要な場合には、どのようにして訴訟費用援助を得ることができるかという情報を提供すること、
- d) 関係する裁判所、権限ある当局及びその他の部署の間で連携を図り、特に第81条の適用との関連において連携を容易にすること、
- e) 必要な場合には、特に第12条、第13条、第15条及び第20条の適用に関して、裁判所間の連携を容易にすること、
- f) 第82条の適用のために裁判所及び権限ある当局が必要とするあらゆる情報及び支援を提供すること、及び、
- g) 調停又はその他の代替的紛争処理によって、親責任の主体の間で和解的合委を容易にし、そのための国境を跨がる協力を促進すること。

第80条（親責任事件における重要な情報の収集及び交換の際の協力）

- ① 理由のある囑託に基づいて、子がその常居所を有している若しくは有していた又は滞在している若しくは滞在していた構成国の中央当局は、直接に、又は、裁判所、権限ある当局若しくはその他の部署を通じて、以下の手続をとる。
- a) 必要な場合、以下に関する報告書を準備し、作成し又は提出すること。
    - i) 子の状況
    - ii) 子に対する親責任事件の手続経過、又は、
    - iii) 子に対する親責任事件における裁判。
  - b) 囑託構成国における親責任事件にとって重要な他のすべての情報、特に、子の状況が必要とする場合には、子を世話するために適切であろう、親、親族又はその他

の者に関する情報を提供し、又は、

- c) 嘱託構成国の裁判所又は権限ある当局に対して、子の身体若しくは財産を保護するための措置がとられなければならないか否かを審査すること。
- ② 子が重大な危険にさらされている場合に、子を保護するための措置を考慮し又は講じている裁判所又は権限ある当局は、子の滞在地が他の構成国に移されたこと又は子がそこにいることを知ったときには、他の構成国の裁判所又は権限ある当局に対して、現に存する危険及び講じた措置又は考慮中の措置に関して通知をする。このような情報は、直接に、又は、中央当局を通じて転送することができる。
- ③ 第1項及び第2項による嘱託及び附属書面については、受託構成国の公用語に翻訳したもの、又は、受託構成国に複数の公用語があるときは、嘱託が実施されるべき地の公用語若しくはその一つに又は受託構成国が明確に受入れている他の言語に翻訳したものを添付する。構成国は、許容する言語を、第103条により欧州委員会に通知する。
- ④ 第1項による情報は、嘱託の受理後遅くとも3ヶ月以内に嘱託中央当局に転送する。ただし、特段の事情により不可能な場合を除く。

#### 第81条（親責任事件の裁判の他の構成国における履行）

- ① 構成国の裁判所は、他の構成国の裁判所又は権限ある当局に対して、本規則による親責任事件における裁判の履行、特に面会交流権の実効的な履行を確保するに際して、援助を求めることができる。
- ② 第1項による嘱託及び附属書面については、受託構成国の公用語に翻訳したもの、又は、受託構成国において複数の公用語があるときは、嘱託が実施されるべき地の公用語若しくはその一つに翻訳したもの、若しくは受託構成国が明確に受け容れている他の言語に翻訳したものを添付する。構成国は、許容する言語を、第103条により欧州委員会に通知する。

#### 第82条（子の他の構成国への転居）

- ① 裁判所又は権限ある当局が、子を他の構成国へ転居させることを考えている場合は、あらかじめ、そうした他の構成国の権限ある当局の同意を得ることとする。この目的のために、嘱託構成国の中央当局は、子が転居させられるべき受託構成国の中央当局に同意を求める嘱託書を送付し、その嘱託書には、子及び予定されている転居又は世話の理由に関する報告書、考慮される出費及び重要とみなされる他のすべての情報、例えば予定される転居の期間、が含まれる。



- ② 第1項は、子が親の一方に転居させられるべきときは、適用されない。構成国は、自国の領土内で両親以外の一定範囲の近親者の下に転居させることに関しては、第1項による同意を必要としない旨を決定することができる。各構成国は、一定範囲の近親者について第103条により欧州委員会に通知する。
- ③ 他の構成国の中央当局は、子の転居を考慮している裁判所又は権限ある当局に対して、子がその構成国と密接な関係にあることを通知することができる。これによって、子の転居を考慮している構成国の国内の法規及び手続は影響を受けることはない。
- ④ 第1項による嘱託及び附属書面には、受託構成国の公用語に翻訳したもの、又は、受託構成国において複数の公用語があるときは、その公用語若しくは嘱託が実施されるべき地の公用語の一つに翻訳したもの若しくは受託構成国が明確に受け容れている他の言語に翻訳したものを添付する。構成国は、許容する言語を第103条により欧州委員会に通知する。
- ⑤ 第1項による転居は、嘱託構成国により、受託構成国の権限ある当局が転居に同意した後にはじめて、言い渡され又は実施される。
- ⑥ 同意の付与又は拒絶に関する裁判は、嘱託中央当局に対して、嘱託書を受領した後遅くとも3ヶ月以内に転送される。ただし、特段の事情により不可能な場合を除く。
- ⑦ 同意を得るための手続については、受託構成国の国内法が適用される。
- ⑧ 本条によって、中央当局又は権限ある当局は、他の一つ若しくは複数の構成国の中央当局若しくは権限ある当局との間で協定を締結すること、又は、同意を得るための協議手続を相互の関係において簡素化することを内容とする付加的協定を締結することを妨げられない。

#### 第83条（中央当局の費用）

- ① 本規則により中央当局を通じて行う援助は、無償とする。
- ② 各中央当局は、本規則の適用によって自らに生じる費用を負担する。

#### 第84条（中央当局の会合）

- ① 本規則の適用を容易にするために、中央当局の会合を定期的に招集することとする。
- ② 中央当局の会合の招集は、2001/470 EG 決定に従って、民事及び商事事件のための欧州司法ネットの枠内で欧州委員会によって行われる。

## 第6章 総則規定

### 第85条（適用範囲）

本章は、第3章から第5章までの章による嘱託及び申立ての処理について適用する。

### 第86条（裁判所間の協力及び連携）

- ① 本規則の目的のために、裁判所は、直接に相互間で協力、連携し、又は、相互に直接に情報及び援助を求めることができる。その際には、当事者の手続権及び情報の秘密を保障することを前提とする。
- ② 第1項の意味における協力は、裁判所が適切と考えられるあらゆる方法によって行うことができる。特に以下のものが、これに関係する。
  - a) 第12条及び第13条のための連携、
  - b) 第15条による情報、
  - c) 第20条のために、係属する手続に関する情報、
  - d) 第3章から第5章までの章のための連携。

### 第87条（情報の収集と転送）

- ① 受託中央当局は、申立て若しくは嘱託又はそれらに含まれる親責任事件若しくは国際的な子の奪取に関する情報を、本規則によりその構成国の裁判所又は権限ある当局に対して、また場合によっては国内の法規及び手続により、仲介者に対して転送する。
- ② 第1項に掲げる情報を本規則により転送された仲介者、裁判所又は権限ある当局は、本規則の目的のためにのみこの情報を用いることを許される。
- ③ 仲介者、裁判所又は権限ある当局であって、受託構成国において本規則による申立て若しくは嘱託の処理のために必要とされる情報を用い又は情報を収集する権限を有する者は、受託当局がそうした情報に直接にアクセスできない場合には、その求めに応じてこれを提供する。
- ④ 受託中央当局は、国内の法規及び手続に従い、本条により取得した情報を、必要な場合には、嘱託中央当局にさらに転送する。

### 第88条（関係者への通知）

情報の転送がなされ、関係者に通知されることによって、本規則による嘱託又は申立てを実効的に行うことに支障を生じるおそれがある場合には、(EU) 2016/679規則（情報保護基本規則——訳者）の第14条第1項から第4項までに従って、関係者に通知する義務の履行は、嘱託又は申立てが処理されるまで延期することができる。

第89条（情報の非開示）

- ① 中央当局、裁判所又は権限ある当局が、子若しくは他の者の健康、安全又は自由を侵害するおそれがあると確定するときは、第3章から第5章までの章の目的のために、取得した情報を開示せず、また、通知しないこととする。
- ② 構成国においてこれに関してなされた決定については、他の構成国の中央当局、裁判所及び権限ある当局は、これを尊重し、とりわけ、ドメスティック・ヴァイオレンスの事案において尊重することとする。
- ③ 本条は、第3章から第5章までの章による義務の履行のために必要な限り、中央当局、裁判所及び権限ある当局による情報の収集及び転送並びにこれら当局の間における情報の転送を妨げるものではない。

第90条（認証又は類似の手続）

本規則の枠内においては、認証もこれに類似の手続も、必要としない。

第91条（言語）

- ① 本規則により翻訳又は字訳が必要な場合、第55条第2項 a) を損なうことなく、関係構成国の公用語によることとし、又は、この構成国において複数の公用語があるときは、この構成国の法に従って手続言語によることとし、若しくは、他の構成国において言い渡された裁判が主張され若しくは申立てがなされる地の手続言語の一つによることとする。
- ② 第29条、第36条、第47条、第49条及び第66条による証明書のテキストファイル形式の内容の翻訳又は字訳は、他の公用語の一つ、又は欧州連合の機関の他の公用語（複数）であって、関係構成国が第103条によりその許容を通知したのものによることとする。
- ③ 各構成国は、欧州連合の機関の公用語（複数）であって、自国の言語以外の言語で、中央当局へ通知するために許容しているものを、欧州委員会に通知する。
- ④ 第3章から第5章までの章の目的のために必要とされる翻訳は、構成国の一つにおいて翻訳の作成について権限を有する者によって作成される。

## 第7章 立法の委任

第92条（附属文書の修正）

欧州委員会は、附属文書をアップデートし、技術的な変更を加えるために、附属文書第1から第9までの附属文書を修正するために第93条によって委任された立法行為を採

択する権限を有する。

#### 第93条（委任された権限の行使）

- ① 委任のあった立法行為を採択する権限は、本条に定める要件の下で、欧州委員会に委譲される。
- ② 第92条により委任された立法行為の発令権限は、2019年7月22日以降の時期において欧州委員会に委譲される。
- ③ 第92条による権限の委譲は、欧州連合理事会によっていつでも取り消すことができる。取消しの決定は、この決定において示された権限の委譲を終了せしめる。決定は、欧州連合の官報に公表した翌日又は取消しに関する決定において示したその後の時点において効力を生じる。施行済みの委任された立法行為の有効性は、取消しの決定によって妨げられない。
- ④ 委任された立法行為を採択するに先立って、欧州委員会は、個別の構成国によって任命された専門家に対して、規則の改善に関する2016年4月13日の協定に含まれる原則に従って、協議する。
- ⑤ 欧州委員会は、委任された立法行為を採択したならば、直ちに欧州連合理事会にこれを通知する。
- ⑥ 第92条によって採択された立法行為は、欧州連合理事会が、この立法行為の通知後2ヶ月の期間内に異議を提起せず、又は、この期間の経過前に欧州委員会に対して異議がない旨を通知した場合に、効力を生じる。欧州連合理事会の発議に基づいて、この2ヶ月の期間は延長される。
- ⑦ 欧州議会は、立法行為の採択について、欧州委員会を通じて、また、欧州委員会に対して提出された異議又は権限の委譲の取消しについては、欧州連合理事会を通じて、通知を受ける。

## 第8章 他の法制度との関係

#### 第94条（他の法制度との関係）

- ① 本条第2項及び第95条から第100条までの規定を留保して、本規則は、規則（EG）Nr. 2201/2003（現行のブリュッセル II a 規則——訳者）の施行の時点において存在している二国間又は多国間の協約であって、本規則において規律される範囲に属するものに代替する存在である。
- ② フィンランド及びスウェーデンは、規則（EG）Nr. 2201/2003の第59条第2項に従い、

かつ、同条b)及びc)に掲げられている要件の下で、相互の関係において、「デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー及びスウェーデンの間の婚姻、養子縁組及び後見に関する国際手続法の規定を含む1931年2月6日協約」を、最終議定書も含めて、本規則に代えて全部又は一部適用する旨を宣言する。その時の宣言は、規則(EG) Nr. 2201/2003の附属文書として、欧州連合の官報に掲載されている。関係する構成国は、その宣言をいつでも全部又は一部取り消すことができる。

- ③ 第2項に掲げる構成国間の将来の条約における管轄規準であって、本規則の適用範囲に属するものについては、本規則の規準と一致しなければならない。
- ④ 欧州連合市民に対する国籍を理由とする差別の撤廃の原則は、保持される。
- ⑤ 第2項による宣言をした北欧諸国の一つにおいて、第2章に定める管轄規準の一つに相応する管轄規準に基づいて言い渡された裁判は、他の構成国において第4章第1節の諸規定に従い承認及び執行が行われる。
- ⑥ 構成国は、欧州委員会に以下のことを通知する。
  - a) 協約及び第3項による協約の統一施行法律の謄本、
  - b) 協約並びに第2項及び第3項の意味における統一施行法の公布又は改正。これらの情報は、欧州連合の官報に公表される。

#### 第95条 (特定の多国間条約との関係)

構成国間の関係において、本規則は、本規則において規定する領域が関係する限り、以下の条約に優先する。

- a) 未成年者の保護の領域における当局の管轄及び適用法に関する1961年10月5日のハーグ条約、
- b) 婚姻事件における裁判の承認に関する1967年9月8日のルクセンブルク条約、
- c) 離婚及び別居の承認に関する1970年6月1日のハーグ条約、
- d) 子の監護養育権及び監護養育関係の回復に関する裁判の承認及び執行に関する1980年5月20日のヨーロッパ条約、

#### 第96条 (1980年のハーグ条約との関係)

子が、違法な連去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国とは別の構成国に違法に連れ去られ又はそこで留置されている事案においては、1980年ハーグ条約が、本規則第3章及び第6章の諸規定によって補充された上で、継続して適用される。1980年ハーグ条約により子の返還を命じた裁判が、その後さらに子の違法な連去り又は留置があったため、別の構成国において承認及び執行がされなければならないときは、第

4章を適用する。

第97条（1996年ハーグ条約との関係）

- ① 1996年ハーグ条約との関係において、本規則は、以下の場合において適用可能である。
  - a) 本条第2項を留保して、関係する子が構成国の領土内にその常居所を有する場合、
  - b) 構成国の裁判所によって言い渡された裁判を他の構成国の領土において承認及び執行する問題に関しては、関係する子が、1996年ハーグ条約の締約当事者であるが、本規則は適用されない国の領土内にその常居所を有する場合においても。
- ② 第1項を損なうことなく、以下のことが適用される。
  - a) 当事者が、1996年ハーグ条約の締約当事者であるが、本規則は適用されない国の裁判所の管轄を合意しているときは、1996年ハーグ条約第10条が適用される。
  - b) 構成国の裁判所と、1996年ハーグ条約の締約当事者であるが本規則は適用されない国の裁判所との間における管轄の移転については、1996年ハーグ条約の第8条及び第9条が適用される。
  - c) 親責任事件が、1996年ハーグ条約の締約当事者であるが本規則は適用されない国の裁判所に係属するときに、その係属が、構成国の裁判所が同一の子に関する同一の請求を理由とする手続に関与する時点である場合には、1996年ハーグ条約の第13条が適用される。

第98条（効力の存続）

- ① 第94条から第97条までに掲げる条約は、本規則により規律されていない法領域についてその効力を維持する。
- ② 本規則の第95条から第97条までに掲げる条約、特に1980年ハーグ条約及び1996年ハーグ条約は、本規則の第95条から第97条の規準に従い、これら条約の締約国である構成国間でその効力を維持する。

第99条（ローマ法王庁との関係）

- ① 本規則は、2004年5月18日にバチカン市国においてローマ法王庁とポルトガルとの間で署名された政教条約（コンコルダート）を損なうことなく、適用される。
- ② 上記の条約第1項による婚姻の無効・取消しに関する裁判は、構成国において、第4章第1節第1款において定める条件の下で承認される。
- ③ 第1項及び第2項は、ローマ法王庁との間の以下の政教条約についても適用される。
  - a) 1929年2月11日のイタリアとローマ法王庁との間のラテラノ条約であって、1984

年2月18日にローマで署名された合意（附属議定書を伴う）によって変更されているもの、

- b) ローマ法王庁とスペインとの間の訴訟事件に関する1979年1月3日の合意、
  - c) 教会法により結ばれた婚姻並びにこの婚姻に関する教会当局及び教会裁判所の裁判の民事法上の効力の承認に関するローマ法王庁とマルタとの間の1993年2月3日の合意であって、同日付の適用附属議定書を含み、2014年1月27日の第三附属議定書が附加されたもの。
- ④ スペイン、イタリア又はマルタにおいては、第2項の意味における裁判の承認に関しては、第3項に掲げるローマ法王庁との間で締結された政教条約による教会裁判所の裁判についても適用されている手続及び審理と同一のものが優先される。
- ④ 構成国は、欧州委員会に以下を通知する。
- a) 第1項及び第3項に掲げる条約の謄本、
  - b) これらの条約の破棄又は改正。

## 第9章 最終規定

### 第100条（経過規定）

- ① 本規則は、2022年8月1日に又はそれ以後に開始される裁判上の手続、正規に作成され若しくは登録される公の証書、及び登録される合意についてのみ適用される。
- ② 規則（EG）Nr. 2201/2003は、さらに、2022年8月1日の前日までに正規に作成され若しくは登録された公の証書について、及び、合意であって、それが締結された構成国において2022年8月1日の前日には執行力を有し、上記の規則の適用範囲にあるものについて適用される。

### 第101条（モニタリング及び評価）

- ① 欧州委員会は、欧州議会、欧州連合理事会及び欧州経済社会委員会に、2032年8月2日までに、構成国によって提出された情報に基づいて、本規則の事後評価に関する報告書を提出する。必要な場合には、立法上の提案をその報告書に添付する。
- ② 2025年8月2日時点において、構成国は、本規則の機能及び適用を評価するために役立つ情報であって、欧州委員会の諮問に対して提供可能な限りで、以下のものを提出する。
  - a) 本規則で定める管轄規定に基づいて権限のある婚姻事件又は親責任事件の数、
  - b) 第28条第2項による裁判の執行の申立てに関連して、執行手続開始後6週間以内



「改正ブリュッセルⅡ a 規則（2019年6月25日）」

- に執行が行われなかった事件の数、
- c) 第40条による裁判の承認の拒否を求める申立ての数、及び承認が拒否された事件の数、
  - d) 第56条による裁判の執行の拒否を求める申立ての数、及び執行が拒否された事件の数、
  - e) 第61条若しくは第62条により開始された不服申立てのそれぞれの数。

第102条（二又は複数の法システムがある構成国）

本規則が取り扱う問題について、二又は複数の法システムが適用されている構成国においては、以下が適用される。

- a) 「その構成国における常居所」という言及（文言）は、「ある領域単位における常居所」に相当する。
- b) 「国籍」という文言は、その構成国の法規によって示されている「領域単位」に相当する。
- c) 「構成国の当局」という文言は、「構成国内に存する領域単位の当局」に相当する。
- d) 「受託構成国の規定」という文言は、「管轄若しくは承認が求められ、執行が申し立てられている領域単位の規定」に相当する。

第103条（欧州委員会に通知すべき事項）

- ① 構成国は、欧州委員会に以下の事項を通知する。
  - a) 第2条第2項2号b)、第2条第2項3号及び第74条第2項による当局のすべて、
  - b) 第36条第1項及び第66条による証明書の発行について権限を有する裁判所及び当局、並びに、第37条第1項、第48条第1項、第49条及び第37条第1項に関連する第66条第3項による証明書の補正について権限を有する裁判所、
  - c) 第30条第3項、第52条、第40条第1項、第58条第1項、第61条第2項及び第63条に掲げる裁判所、
  - d) 第52条により執行について権限ある当局、
  - e) 第61条及び第62条に掲げる不服申立て、
  - f) 第76条による中央当局の名称及び住所、
  - g) 第82条第2項に掲げる親族の範囲であって、適用可能な限りにおいて、
  - h) 第91条第3項により中央当局に通知するために許容されている言語（複数）、
  - i) 第80条第3項、第81条第2項、第82条第4項及び第91条第2項により翻訳について許容されている言語（複数）。

- ② 構成国は、欧州委員会に、第1項に掲げる事項を2021年4月23日までに通知する。
- ③ 構成国は、欧州委員会に、第1項による事項の変更のすべてを通知する。
- ④ 第1項に掲げる事項は、欧州委員会から適切な方法、特に欧州司法ポータルにより公表される。

第104条（廃止）

- ① 本規則第100条第2項を留保して、規則（EG）Nr. 2201/2003は、2022年8月1日から効力を失う。
- ② 廃止される規則への言及は、本規則への言及と看做され、かつ、附属文書第Xにある対照表の規準に従って読み替えられる。

第105条（発効）

- ① 本規則は、欧州連合の官報に掲載があった20日後に発効する。
- ② 本規則は、第92条、第93条及び第103条を除き、2022年8月1日から適用される。本規則は、そのすべての部分において拘束力を有し、諸条約に従い、構成国に直接に適用される。

2019年6月25日 ルクセンブルクにおいて

欧州連合理事会 議長 A. Anton

\* 本規則は、通称を、「ブリュッセル II a 規則」から「ブリュッセル II b 規則」に変更されるようである（Andrea Schulz, Die Neufassung der Brüssel II a-Verordnung, FamRZ 2020, 1141）。